

## 「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」の一部改正の概要

○ 漁業種類別資源管理のうち、沖合底びき網漁業の資源管理措置に三重県地区の取組を追加

### (資料 4 - 2)

「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」(一部改正案) 新旧対照表 : P. 2 ~ P. 4

### (資料 4 - 3)

我が国の海洋生物資源の資源管理指針 (案) : P. 5 ~ P. 5 2

改正後	改正前																																
我が国の海洋生物資源の資源管理指針	我が国の海洋生物資源の資源管理指針																																
<p>第1 我が国の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方 (変更なし)</p> <p>第2 海洋生物資源毎の動向及び資源管理の方向</p> <p>【魚種別資源管理】 1～14 (変更なし)</p> <p>【漁業種類別資源管理】 1 (変更なし)</p> <p>2 沖合底びき網漁業 (1)～(2) (変更なし)</p> <p>【オホーツク海】 (変更なし)</p> <p>【太平洋】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th colspan="2">自主的措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">北海道太平洋地区</td> <td>自主的措置 (重点項目)</td> <td>○当該地区における漁獲量上限の設定 (すけとうだら) ○北海道の3地区における総漁獲量上限の設定 (するめいか)</td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td>○「えりも以西海域マツカワ資源回復計画」(2005年3月10日公表) で取り組んできたまつかわの小型魚の再放流の措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">青森県太平洋地区</td> <td>自主的措置 (重点項目)</td> <td>○当該地区における漁獲量上限の設定 (すけとうだら及びするめいか)</td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td>○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」(2003年3月10日公表) で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画」(2007年3月29日公表) で取り組んできたまだらの産卵親魚及び小型魚の再放流の措置</td> </tr> <tr> <td>岩手県地区</td> <td>自主的措置 (重点項目)</td> <td>○当該地区における漁獲量上限の設定 (すけとうだら及びするめいか)</td> </tr> </tbody> </table>	地区	自主的措置		北海道太平洋地区	自主的措置 (重点項目)	○当該地区における漁獲量上限の設定 (すけとうだら) ○北海道の3地区における総漁獲量上限の設定 (するめいか)	その他の措置	○「えりも以西海域マツカワ資源回復計画」(2005年3月10日公表) で取り組んできたまつかわの小型魚の再放流の措置	青森県太平洋地区	自主的措置 (重点項目)	○当該地区における漁獲量上限の設定 (すけとうだら及びするめいか)	その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」(2003年3月10日公表) で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画」(2007年3月29日公表) で取り組んできたまだらの産卵親魚及び小型魚の再放流の措置	岩手県地区	自主的措置 (重点項目)	○当該地区における漁獲量上限の設定 (すけとうだら及びするめいか)	<p>第1 我が国の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方 (略)</p> <p>第2 海洋生物資源毎の動向及び資源管理の方向</p> <p>【魚種別資源管理】 1～14 (略)</p> <p>【漁業種類別資源管理】 1 (略)</p> <p>2 沖合底びき網漁業 (1)～(2) (略)</p> <p>【オホーツク海】 (略)</p> <p>【太平洋】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th colspan="2">自主的措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">北海道太平洋地区</td> <td>自主的措置 (重点項目)</td> <td>○当該地区における漁獲量上限の設定 (すけとうだら) ○北海道の3地区における総漁獲量上限の設定 (するめいか)</td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td>○「えりも以西海域マツカワ資源回復計画」(2005年3月10日公表) で取り組んできたまつかわの小型魚の再放流の措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">青森県太平洋地区</td> <td>自主的措置 (重点項目)</td> <td>○当該地区における漁獲量上限の設定 (すけとうだら及びするめいか)</td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td>○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」(2003年3月10日公表) で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画」(2007年3月29日公表) で取り組んできたまだらの産卵親魚及び小型魚の再放流の措置</td> </tr> <tr> <td>岩手県地区</td> <td>自主的措置 (重点項目)</td> <td>○当該地区における漁獲量上限の設定 (すけとうだら及びするめいか)</td> </tr> </tbody> </table>	地区	自主的措置		北海道太平洋地区	自主的措置 (重点項目)	○当該地区における漁獲量上限の設定 (すけとうだら) ○北海道の3地区における総漁獲量上限の設定 (するめいか)	その他の措置	○「えりも以西海域マツカワ資源回復計画」(2005年3月10日公表) で取り組んできたまつかわの小型魚の再放流の措置	青森県太平洋地区	自主的措置 (重点項目)	○当該地区における漁獲量上限の設定 (すけとうだら及びするめいか)	その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」(2003年3月10日公表) で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画」(2007年3月29日公表) で取り組んできたまだらの産卵親魚及び小型魚の再放流の措置	岩手県地区	自主的措置 (重点項目)	○当該地区における漁獲量上限の設定 (すけとうだら及びするめいか)
地区	自主的措置																																
北海道太平洋地区	自主的措置 (重点項目)	○当該地区における漁獲量上限の設定 (すけとうだら) ○北海道の3地区における総漁獲量上限の設定 (するめいか)																															
	その他の措置	○「えりも以西海域マツカワ資源回復計画」(2005年3月10日公表) で取り組んできたまつかわの小型魚の再放流の措置																															
青森県太平洋地区	自主的措置 (重点項目)	○当該地区における漁獲量上限の設定 (すけとうだら及びするめいか)																															
	その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」(2003年3月10日公表) で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画」(2007年3月29日公表) で取り組んできたまだらの産卵親魚及び小型魚の再放流の措置																															
岩手県地区	自主的措置 (重点項目)	○当該地区における漁獲量上限の設定 (すけとうだら及びするめいか)																															
地区	自主的措置																																
北海道太平洋地区	自主的措置 (重点項目)	○当該地区における漁獲量上限の設定 (すけとうだら) ○北海道の3地区における総漁獲量上限の設定 (するめいか)																															
	その他の措置	○「えりも以西海域マツカワ資源回復計画」(2005年3月10日公表) で取り組んできたまつかわの小型魚の再放流の措置																															
青森県太平洋地区	自主的措置 (重点項目)	○当該地区における漁獲量上限の設定 (すけとうだら及びするめいか)																															
	その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」(2003年3月10日公表) で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画」(2007年3月29日公表) で取り組んできたまだらの産卵親魚及び小型魚の再放流の措置																															
岩手県地区	自主的措置 (重点項目)	○当該地区における漁獲量上限の設定 (すけとうだら及びするめいか)																															

	その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「岩手県ヒラメ資源回復計画」（2006年2月27日公表）以前より自主的措置として取り組んできたひらめの小型魚の再放流の措置 ○「岩手県ケガニ・ミズダコ資源回復計画」（2008年3月28日公表）で取り組んできた小型のけがに・みずだこの再放流の措置			その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「岩手県ヒラメ資源回復計画」（2006年2月27日公表）以前より自主的措置として取り組んできたひらめの小型魚の再放流の措置 ○「岩手県ケガニ・ミズダコ資源回復計画」（2008年3月28日公表）で取り組んできた小型のけがに・みずだこの再放流の措置	
宮城県地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら、するめいか及びずわいがに）		宮城県地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら、するめいか及びずわいがに）	
	その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「宮城県マアナゴ資源回復計画」（2008年2月12日公表）で取り組んできたまあなごの小型魚の再放流の措置			その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「宮城県マアナゴ資源回復計画」（2008年2月12日公表）で取り組んできたまあなごの小型魚の再放流の措置	
福島県地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら、ずわいがに）		福島県地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら、ずわいがに）	
	その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「福島県マアナゴ資源回復計画」（2007年2月13日公表）で取り組んできたまあなごの小型魚の再放流の措置 ※なお、福島県沖では、東電福島第一原発事故の後、全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業を自粛した上で、試験操業・販売が行われており、操業再開の状況に応じて、必要な見直しを行うものとする。			その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「福島県マアナゴ資源回復計画」（2007年2月13日公表）で取り組んできたまあなごの小型魚の再放流の措置 ※なお、福島県沖では、東電福島第一原発事故の後、全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業を自粛した上で、試験操業・販売が行われており、操業再開の状況に応じて、必要な見直しを行うものとする。	
茨城県地区	自主的措置（重点項目）	○漁具の制限（かれい類等） ○種苗放流（ひらめ）		茨城県地区	自主的措置（重点項目）	○漁具の制限（かれい類等） ○種苗放流（ひらめ）	
	その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「茨城県シライトマキバイ資源回復計画」（2008年3月28日公表）で取り組んできた小型のしらいとまきばいの再放流の措置			その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「茨城県シライトマキバイ資源回復計画」（2008年3月28日公表）で取り組んできた小型のしらいとまきばいの再放流の措置	
千葉県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（かれい類等）		千葉県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（かれい類等）	
	その他の措置	「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた漁具の改良等の措置			その他の措置	「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた漁具の改良等の措置	
愛知県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（あおめえそ及びにぎす等）		愛知県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（あおめえそ及びにぎす等）	
	その他の措置	○操業区域設定（あおめえそ）			その他の措置	○操業区域設定（あおめえそ）	
三重県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（あおめえそ及びにぎす等）		高知県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（あおめえそ及びにぎす等）	
	その他の措置	○漁具の制限		愛媛県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（やりいか等）	

高知県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（あおめえそ及びにぎす等）
愛媛県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（やりいか等）

【日本海】（変更なし）

3～12（変更なし）

第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針  
（変更なし）

第4 その他  
（変更なし）

【日本海】（略）

3～12（変更なし）

第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針  
（略）

第4 その他  
（略）

## 我が国の海洋生物資源の資源管理指針

平成 23 年 3 月 29 日公表  
 平成 23 年 12 月 22 日改正  
 平成 24 年 3 月 30 日改正  
 平成 24 年 12 月 10 日改正  
 平成 25 年 12 月 11 日改正  
 平成 26 年 12 月 25 日改正  
 平成 27 年 12 月 22 日改正  
 平成 28 年 12 月 27 日改正  
 平成 29 年 3 月 10 日改正  
 平成 29 年 6 月 9 日改正  
 平成 29 年 8 月 30 日改正  
 平成 29 年 12 月 25 日改正  
 平成 30 年 4 月 2 日改正  
 平成 30 年 8 月 30 日改正  
 平成 30 年 12 月 14 日改正  
 令和 元年 8 月 日改正

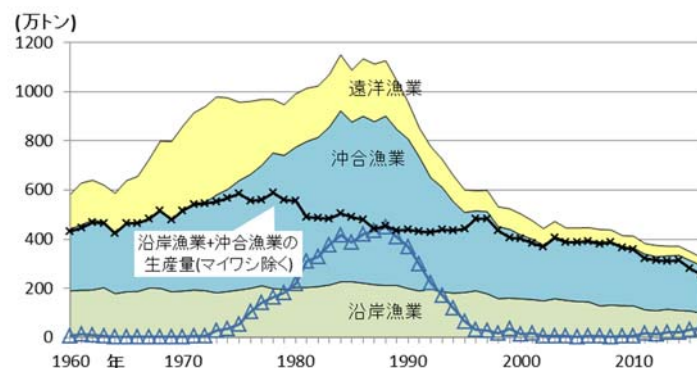
## 第 1 我が国の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

## 1 漁業概観

我が国は世界で第 6 位の広大な排他的経済水域を有し、また我が国周辺には暖流と寒流が位置し混合することや複雑な地形により世界でも有数の漁場が形成され、古来から多種多様な漁業が展開されるとともに、多様な漁村文化や豊かな魚食文化が育まれてきた。

我が国の海面漁業生産量を見ると、1984 年の約 1,150 万トン进行ピークに 2016 年には約 326 万トンと大きく減少している（図 1）。

図 1 我が国の海面漁業生産量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

一方、近年の我が国周辺水域の資源状況（50 魚種 84 系群）を見ると、資源水準が

中位又は高位にある系群が5割、低位にある系群が5割となっており、維持・増加の傾向にある系群が2／3、減少傾向にある系群が1／3となっている。

海洋生物資源の資源状況は海域ごと、また魚種や系群ごとにそれぞれ異なるが、世界三大漁場と言われる我が国周辺水域の恵まれた漁場環境を活かしながら、資源状況及び当該資源を利用する漁業実態等を踏まえた適切な資源管理措置を講じることにより、資源状況の回復・維持を図ることが国内外問わず強く求められており、本指針を通じ、それらの要請に適切に対応していく必要がある。

## 2 排他的経済水域等における海洋生物資源の資源管理の現状と方向性

我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）（以下「排他的経済水域等」という。）における海洋生物資源は、漁業法及び水産資源保護法に基づく漁業許可制度を基礎として、漁獲可能量制度、漁獲努力可能量制度、資源回復計画等を通じて、その保存及び管理が図られてきた。

一方、海洋環境による影響、沿岸域の埋立等による産卵・育成の場となる藻場・干潟の減少に加え、再生産力を上回る漁獲が行われたこと等によって、資源水準が低位にある資源も多く存在している。

我が国排他的経済水域等に生息する海洋生物資源の維持・増大を図るためには、漁場環境の保全はもとより、資源及び漁業の特性に応じて、資源水準が低位の資源にあっては漁獲圧の低減、加入状況に応じた未成魚の保護や産卵親魚の保護を行うことにより資源の積極的増大を図り、中位又は高位の資源にあっても資源状況の維持のために漁獲圧の調整を行う等、適切な管理措置を機動的に実施することが必要である。

このため、魚種や系群ごとの資源状況を踏まえた資源管理の内容を漁業種類ごとに定め、適切な資源管理を推進する。特に資源が低位水準又は減少傾向にある魚種に対してより効果的な資源管理を行うことにより、資源の維持回復を実現することが必要である。併せて、漁獲可能量及び漁獲努力可能量の遵守を引き続き行うとともに、減船及び休漁等を含む漁獲努力量の削減をはじめ、積極的な資源培養及び漁場環境の保全等を引き続き実施し、資源回復の円滑な推進を図る。

## 3 高度回遊性魚類資源及び公海等における海洋生物資源の資源管理の現状と方向性

かつお・まぐろ類等の高度回遊性魚類資源及び2つ以上の国の排他的経済水域や公海等にまたがって分布回遊する魚類資源については、直接又は国連海洋法条約第63条若しくは第64条に基づき設立された地域漁業管理機関を通じて、沿岸国及び漁業国が協力してその保存及び管理が図られてきた。また、公海における魚類資源については、国連海洋法条約第118条に基づき設立された地域漁業管理機関等により、関係国が協力してその保存及び管理が図られてきた。

一方、近年、多くの海域において資源状態が悪化している状況であり、一部のまぐろ類やさめ類については、地域漁業管理機関による資源管理が不十分であるとして、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（CITES）の附属書に掲載しようとする動きが続いている。また、公海底魚漁業においては、2004年以降の国連決議（公海における底魚漁業の活動が海洋生態系等に重大な悪影響を及

ばす可能性を懸念し、当該漁業の影響評価を実施し、これらに重大な悪影響を及ぼすと評価された場合は、影響を防止するよう管理する又は当該漁業を停止すること等を踏まえ、操業禁止区域の設置等の厳しい規制が求められており、今後ともさらに厳しい規制の導入が要求される等、操業条件に関して不安定な状況にある。

このような状況の下、我が国は、各地域漁業管理機関等において科学的資源評価を踏まえた適切な資源管理措置が採択されるよう努めるとともに、関係国に対しこれを確実に遵守する体制の確立に努めていく。また、我が国は、国際的な資源管理をリードしていくためにも、地域漁業管理機関等で決定された資源管理措置の遵守徹底を図るとともに、我が国が自らの資源管理を強化していくことが重要である。

#### 4 本指針の対象とする海洋生物資源、漁業種類及び資源管理措置

本指針は、我が国排他的経済水域等において相当の漁獲量がある主要な海洋生物資源、高度回遊性魚類資源及び公海等における海洋生物資源について、資源管理目標を示し、それを漁獲する漁業種類ごとに取り組みべき資源管理措置を示すものである。本指針については、資源状況及び漁業実態の変化等を踏まえ毎年少なくとも1回見直すこととし、より実情に即した最適な資源管理を実現することとする。

また、都道府県及び地域ごとの重要な魚種及び漁業種類については、各都道府県の資源管理指針に従うものとするが、本指針及び各都道府県の資源管理指針は、全体として我が国周辺資源の資源管理として体系化されるものであることから、これら指針間での整合性を確保しつつ、国及び都道府県は連携・協力して資源管理を推進するものとする。特に、複数の都道府県をまたがる資源については、関係する国又は都道府県は、協議体制の構築等により、適切な資源管理に向けた合意形成を図るよう努めることとする。

なお、本指針における公的資源管理措置（以下「公的措置」という。）とは、漁業関係法令に基づく規制（漁業権行使規則及び広域漁業調整委員会指示を含む）を指すものとするが、公的措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理のための取組であって、水産基本計画（2002年3月閣議決定）に基づく取組の開始された2002年度以降にこれら公的措置に移行したものについては、本指針においては自主的資源管理措置（以下「自主的措置」という。）とみなし、取り扱うものとする。

## 第2 海洋生物資源毎の動向及び資源管理の方向

### 【魚種別資源管理】

#### 1 くろまぐろ（標準和名 クロマグロ、通俗名 太平洋クロマグロ）

##### （1）資源及び漁獲の状況

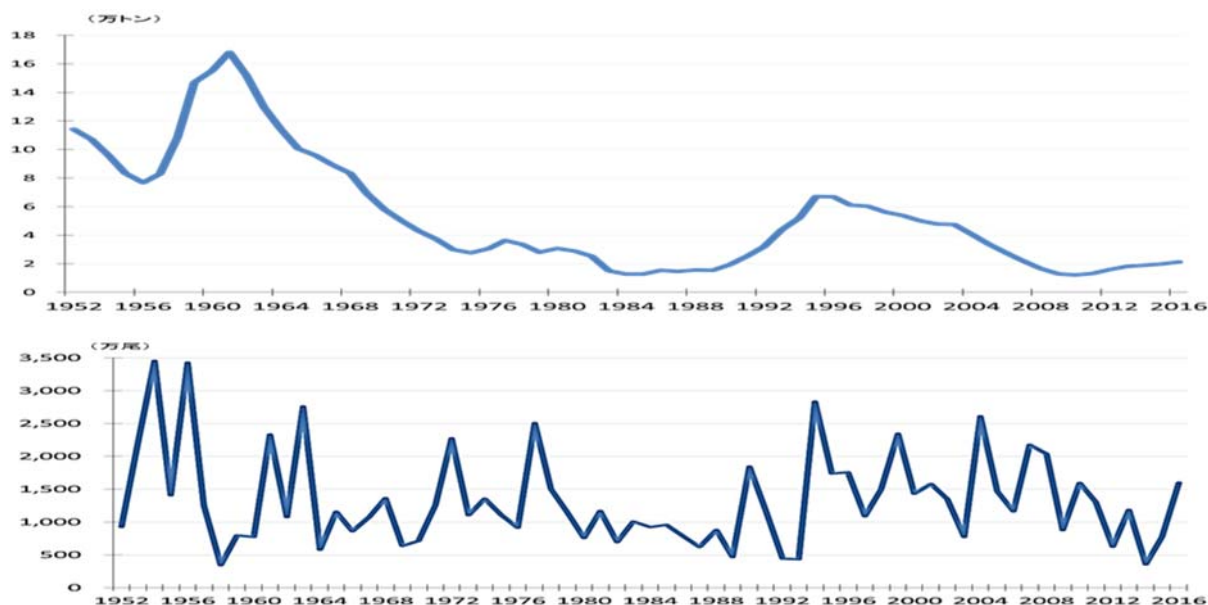
北太平洋まぐろ類国際科学委員会（以下「ISC」という。）は、2016年の親魚資源量は約2.1万トンで、1996年から続いた減少傾向に歯止めがかかり、2010年以降、ゆっくりと回復傾向にあることが確認されたものの、依然として資源状況は非常に低い水準にあるとしている。資源の減少の背景には、0~2歳の未成魚を多く漁獲したことに加え、近年、0歳魚の加入の発生が少ない年が頻発したことにより、その結果親魚まで生き残る魚が少なかったことなどが挙げられる。（図2-1）。

くろまぐろは、国際社会において資源管理に高い関心が集まっているが、全漁獲量

の約7割が我が国によるものであり、また我が国周辺水域内に産卵場があること等から、我が国はその持続的利用に大きな責任を有する立場にある。

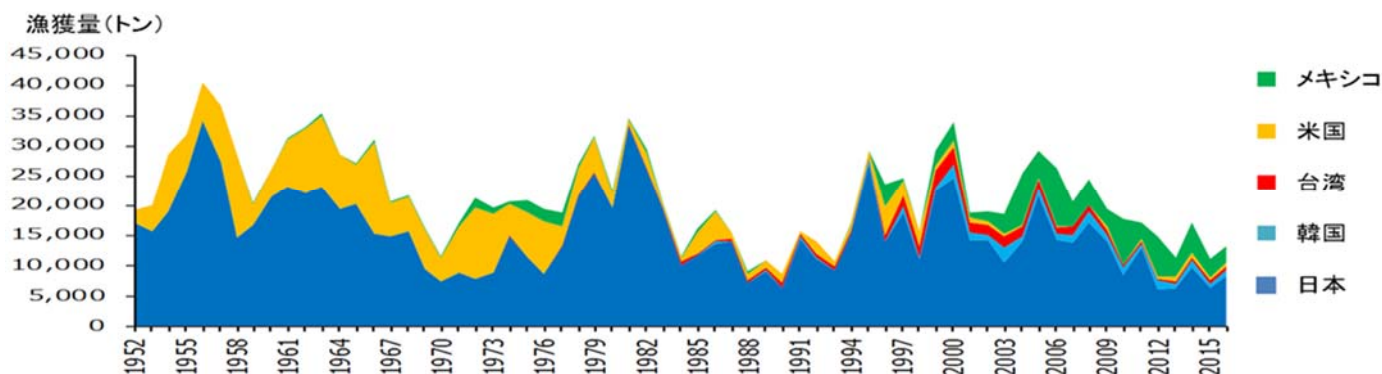
我が国では、主に大中型まき網漁業、延縄漁業、曳き縄漁業及び定置網漁業により当該資源を漁獲しており、2015年の漁獲量は0.6万トン、2016年の漁獲量は0.8万トンである（図2-2）。

図2-1 2018年の資源評価で推定されたくろまぐろの産卵親魚量（上図）及び加入量（下図）の推移



資料：ISC クロマグロ資源評価レポート（2018年）（以下図2-2まで同じ）

図2-2 くろまぐろの国別漁獲量の推移（1952～2016年）



## (2) 資源管理目標

我が国周辺を含む中西部太平洋水域を管轄する中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）においては、くろまぐろの親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的な中間値（約4.3万トン）まで回復させることを暫定回復目標としており、我が国においてもこの目標の達成に向けた管理を行う。

## (3) 資源管理措置

我が国では、WCPFCの保存管理措置を遵守するため、2017年4月にくろまぐろを「海



洋生物資源の保存及び管理に関する法律」の対象魚種に追加し、2018年1月から同法に基づく管理を開始した。

我が国のくろまぐろの漁獲可能量は、WCPFCの保存管理措置に基づき、次を基準として設定されている。

- ① 30キログラム未満の小型魚は、2002年から2004年までの平均漁獲量の50パーセント（8,015トン→4,007トン）
- ② 30キログラム以上の大型魚は、2002年から2004年までの平均漁獲量（4,882トン）

管理の対象となる漁業種類は、くろまぐろを漁獲する大臣管理漁業（大中型まき網漁業、近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海かじき等流し網漁業、かじき等流し網漁業）及び知事管理漁業（定置漁業、ひき縄・一本釣り等の漁船漁業）であり、それぞれ管理団体別に数量が配分されている。

なお、大臣管理漁業の具体的な管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

#### （4）その他資源管理のために取り組む事項

動力漁船を使用してくろまぐろを漁獲することを目的とする曳き縄等の漁業（農林水産大臣又は都道府県知事の管理下にある一部漁業を含む。）については、広域漁業調整委員会指示による承認制に基づいて隻数管理を行うとともに、くろまぐろを主たる漁獲物とする定置漁業については、免許数の抑制を図る。

また、くろまぐろ養殖業については、養殖場の登録及び養殖実績報告を義務付けることに加え、天然種苗の漁獲増大を防ぐため、原則として、天然種苗の活込尾数の増加を前提とした養殖漁場の拡大、生け簀の数や規模の拡大が行われないう管理する。

さらに、輸入くろまぐろについては、漁獲情報等の収集等を引き続き行い、くろまぐろ漁業・養殖業の実態の把握に努める。

## 2 さんま

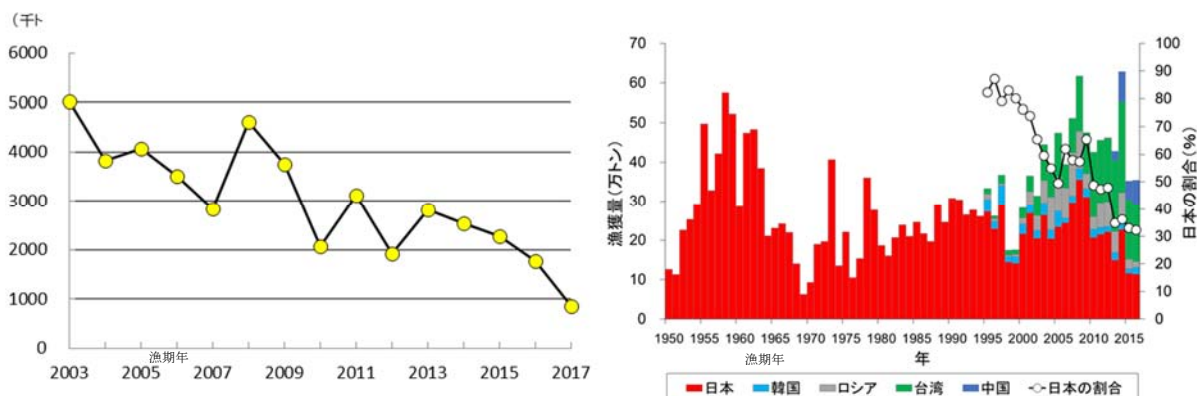
### （1）資源及び漁獲の状況

我が国周辺水域で漁獲対象とされるさんまは、北太平洋に広く分布し、これらが秋季に日本近海に来遊する。

資源の状況については、日本のさんま棒受網漁船の標準化C P U E（1操業当たりの漁獲量）から資源水準は中位、日本の調査船調査から推定した分布量が過去4年連続で減少していることから動向は減少と判断される（図3）。

漁獲の状況については、我が国における当該資源の漁獲は、北太平洋さんま漁業が大半を占めており、2016年の日本の漁獲量は11.4万トンで、前年（11.6万トン）と同程度であった（図3）。

図3 さんまの分布量及び国別漁獲量の推移



資料：水産庁・(国研)水産研究・教育機構「国際漁業資源の現況」から引用

注：日本の調査船調査から推定した分布量（左図）、漁獲量（右図）

## (2) 資源管理目標

当該魚種は、我が国水域と公海にまたがって広く分布回遊しているが、北太平洋公海上での外国漁船による漁獲が近年増加しており、我が国のみで管理を行っていくことが困難な状況になりつつある。そのような状況下、北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約（北太平洋漁業資源保存条約）が2015年7月19日に発効し、北太平洋漁業委員会（以下、「N P F C」という。）が設立された。今後は、N P F C参加国と協調しながら管理に向けて取り組むとともに、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、現在の資源状況を維持するよう努める。

## (3) 資源管理措置

### 北太平洋さんま漁業

さんま資源の安定的な供給を確保する観点から、今後も現状の資源状況を維持するため、当該漁業においては、漁獲可能量、許可内容、制限又は条件等の公的措置を遵守する。

なお、N P F Cでは、

① 沿岸国（我が国及びロシア）については、公海でさんまを漁獲する許可漁船の隻数の急増を抑制し、遠洋漁業国・地域（中国、韓国、台湾）については許可隻数の増加を禁止する

② 公海で操業する漁船へのVMSの設置を義務付ける

③ 洋上投棄を禁止する。

④ 未成魚が50%以上を占める漁場での操業を控える。

措置が決定されている。

このほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○休漁
-------------	-----

また、上記の措置のほか、来遊状況等に応じて行う、期間別漁獲量上限の設定及び期間別操業回数制限の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要が

ある。

### 3 すけとうだら

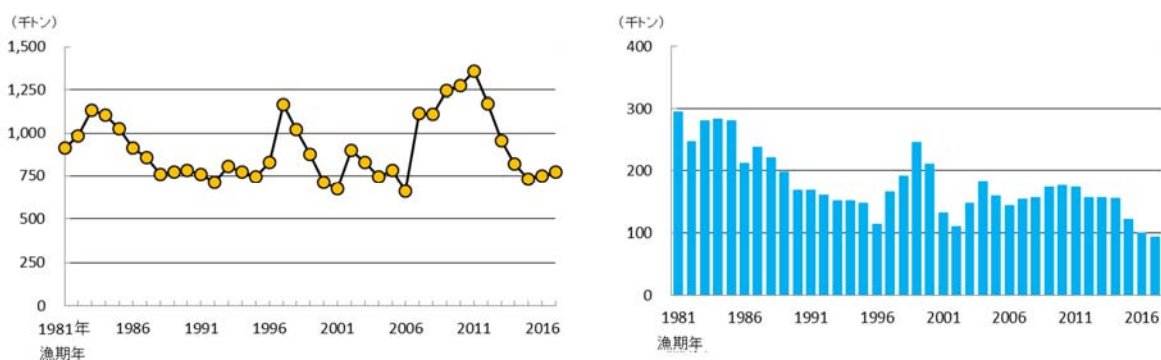
#### (1) 資源及び漁獲の状況

我が国周辺水域のすけとうだらは、北海道周辺及び東北沿岸に分布しており、分布域によって太平洋北部に分布する太平洋系群、日本海北部に分布する日本海北部系群、オホーツク海に分布するオホーツク海南部及び根室海峡に産卵場を有する根室海峡の4つの評価単位に分かれている。

資源の状況については、この中で最も資源の大きな太平洋系群は、2005、2007年級群が卓越年級群となったが、2010年～2013年級群の加入状況は悪かった。2017年の資源量は89.8万トンであった。2歳以上の資源量(77.5万トン)から資源水準は中位、過去5年間(2013～2017漁期年)の2歳以上の資源量の推移から動向は横ばいと判断される(図4-1)。日本海北部系群は、2006年級群の加入状況は良かったものの、その後の加入状況が悪かった。2017年漁期の資源量は12.6万トンであった。親魚量(5.8万トン)から資源水準は低位、過去5年間(2013～2017漁期年)の親魚量の推移から動向は増加と判断される(図4-2)。ただし、2012年、2015年級群の加入状況は良く、今後資源量の増加が見込まれる。オホーツク海南部は、沖合底びき網漁業のCPU E(1網当たりの漁獲量)から資源水準は低位、その過去5年間(2013～2017漁期年)の推移から動向は減少と判断される(図4-3)。根室海峡は、刺し網漁業のCPU E(1隻1日当たりの漁獲量)から資源水準は低位、その過去5年間(2013～2017漁期年)の推移から動向は減少と判断される(図4-4)。

漁獲の状況については、我が国では、主に沖合底びき網漁業及び刺し網漁業により当該資源を漁獲しており、2017漁期年(4月から翌年3月)の漁獲量は合計11.8万トンである。

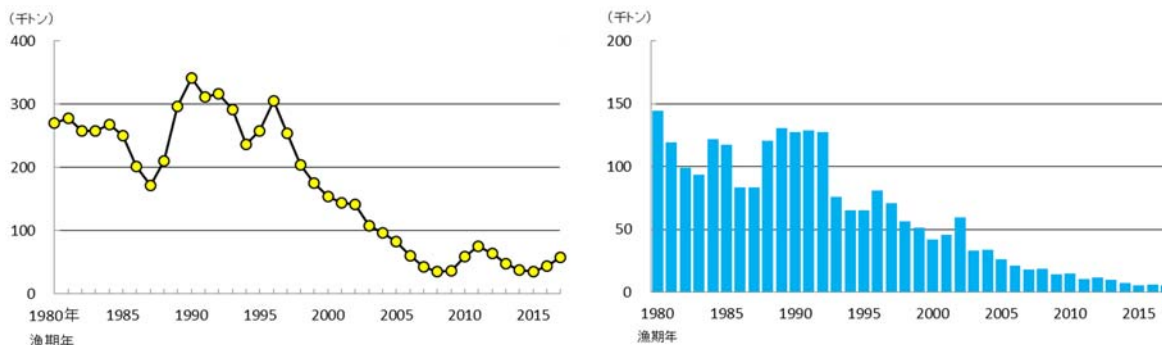
図4-1 すけとうだら太平洋系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・(国研) 水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成(以下図4-4まで同じ)

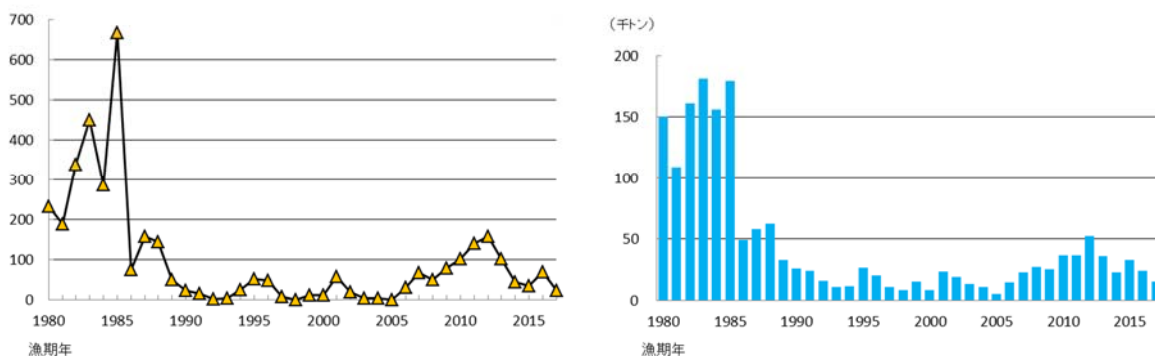
注：資源量(左図)は2歳以上、漁獲量(右図)

図4-2 すけとうだら日本海北部系群の親魚量及び我が国の漁獲量の推移



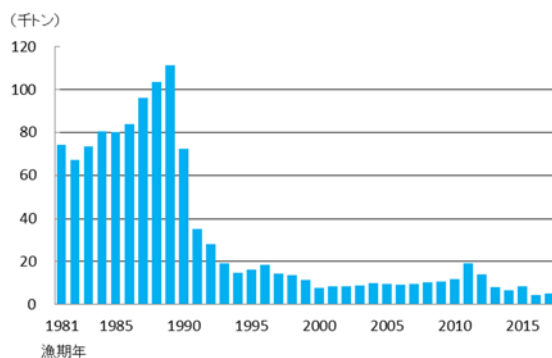
注：資源量（左図）、漁獲量（右図）

図4-3 すけとうだらオホーツク海南部の資源量指標値及び我が国の漁獲量の推移



注：資源量指標値（左図）、漁獲量（右図）

図4-4 すけとうだら根室海峡の漁獲量



(2) 資源管理目標

日本海北部系群については、極めて低い資源水準で推移しており、かつ、近年の海洋環境等も資源の増大に好適な状態にあるとは認められない。このため、親魚量がこれまでの最低水準を下回らないよう注意しつつ、着実な資源の回復を基本方向として管理を行う。太平洋系群については、一定の親魚量の確保を通じ、豊度の高い年級群の発生により資源水準を維持することを基本方向として、漁獲動向及び加入動向に注意しつつ、管理を行う。

その他の系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、

同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行う。

### (3) 資源管理措置

すけとうだら日本海北部系群は、資源の回復には至っていないものの、これまで行ってきた高豊度の 2006 年級群の獲り控え等は一定の管理効果が認められることから、引き続き高豊度年級群の獲り控え等の資源管理措置を講じていくことが重要である。

このため、北海道日本海地区において専ら本系群を利用する沖合底びき網漁業については、可能な限り資源の保存を図るため、大幅に漁獲努力量（操業隻日数）を削減し、操業隻日数の上限設定（強度資源管理）を実施する必要がある。

なお、他の地区も含め、すけとうだらを漁獲対象とする沖合底びき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

## 4 まあじ

### (1) 資源及び漁獲の状況

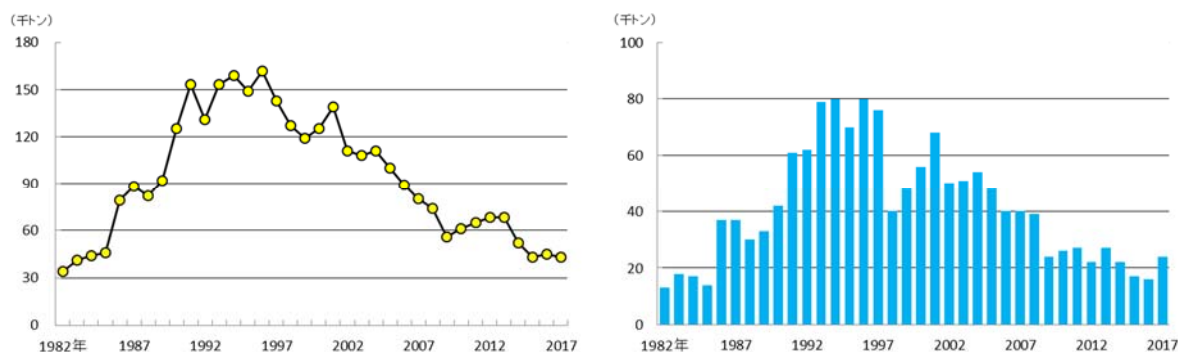
我が国周辺水域のまあじは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別されるが、当該資源の分布域は資源状況により大きく異なり、両系群は一部水域において混在して分布している。

資源の状況については、太平洋系群の 2017 年の資源量は 4.3 万トンであった。親魚量から資源水準は中位、過去 5 年間(2013 年～2017 年)の資源量の推移から動向は減少と判断される。対馬暖流系群の 2017 年の資源量は 47 万トンであった。親魚量から資源水準は中位、過去 5 年間(2013 年～2017 年)の資源量の推移から動向は増加と判断される（図 5-1、5-2）。

当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きく、特に太平洋系群は加入量が減少していることから、資源動向について注視する必要がある。

漁獲の状況については、我が国では、主にまき網漁業（大中型、中型、小型）及び定置漁業により当該資源を漁獲しており、2017 年の漁獲量は合計 14.2 万トンである。

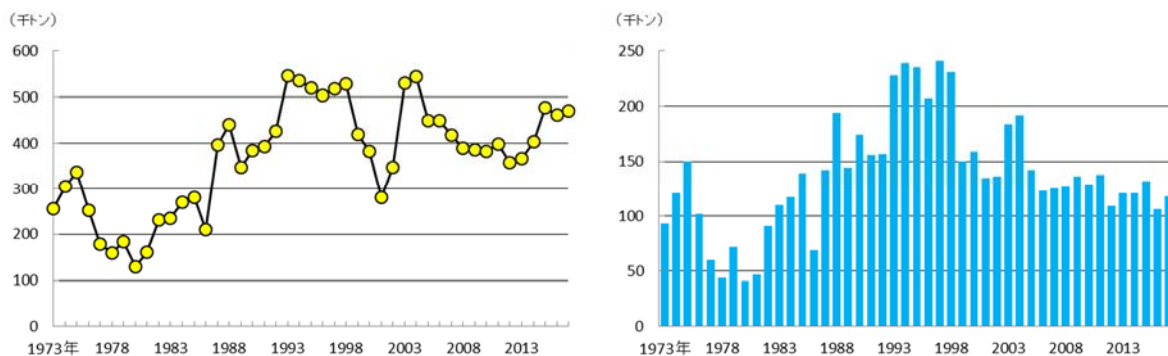
図 5-1 まあじ太平洋系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・(国研) 水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成（以下図 5-2 まで同じ）

注：資源量（左図）、漁獲量（右図）（以下図 5-2 まで同じ）

図5-2 まあじ対馬暖流系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移



## (2) 資源管理目標

太平洋系群については、資源が減少傾向にあることから、減少に歯止めをかけることを基本方向として、管理を行うこととするが、漁獲動向に注意しつつ、必要に応じて関係者間で検討を行う。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源を維持又は増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行う。

## (3) 資源管理措置

まあじを漁獲対象とする大中型まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

# 5 まいわし

## (1) 資源及び漁獲の状況

我が国周辺水域のまいわしは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別される。当該資源は、これまで数十年単位で大きく変動してきており、その資源状況によって分布域が大きく変化することが知られている。両系群とも1988年から1989年を境として漁獲量が大幅に減少し、近年は低い水準で推移してきた。

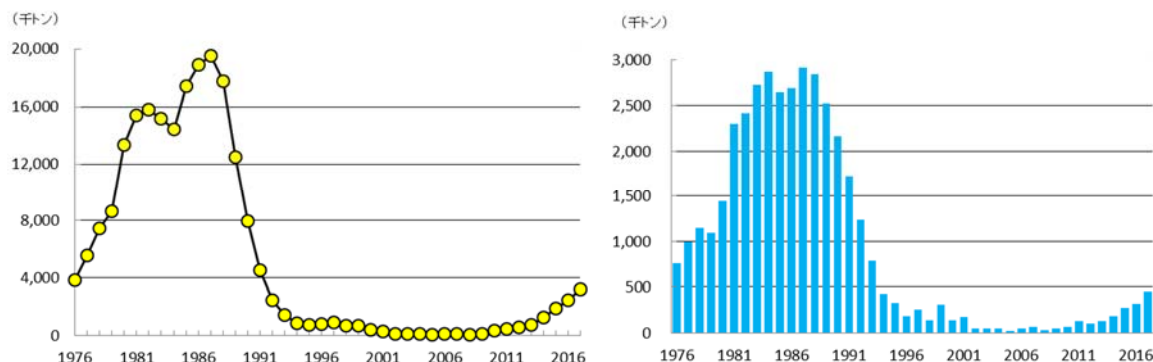
資源の状況については、太平洋系群は、2010年以降、比較的加入状況が良かった。2017年の資源量は320.2万トンであった。資源量と親魚量から資源水準は中位、過去5年間（2013年～2017年）の資源量の推移から動向は増加と判断される（図6-1）。対馬暖流系群は、2017年の資源量は42.4万トンであった。親魚量から資源水準は中位、過去5年間（2013年～2017年）の資源量の推移から動向は増加と判断される（図6-2）。

当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

漁獲の状況については、我が国では、主にまき網漁業（大中型、中型、小型）及び

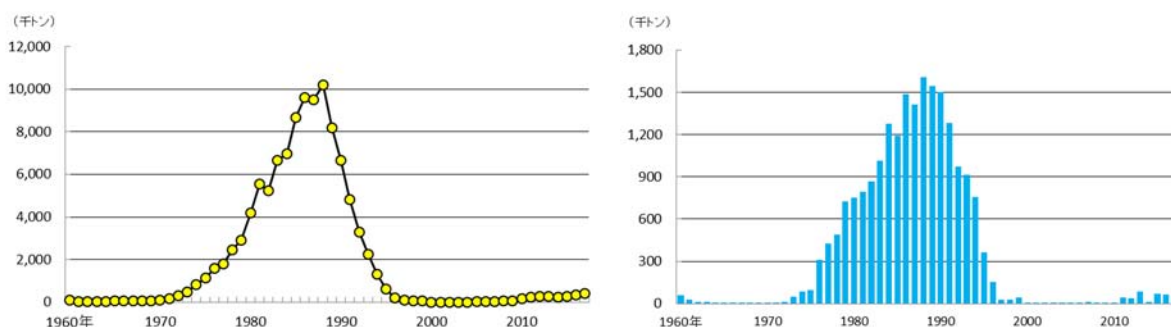
定置漁業により当該資源を漁獲しており、2017年の漁獲量は50.6万トンである。

図6-1 まいわし太平洋系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・(国研)水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成（以下図6-2まで同じ）  
注：資源量（左図）、漁獲量（右図）（以下図6-2まで同じ）

図6-2 まいわし対馬暖流系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移



## (2) 資源管理目標

太平洋系群については、海洋環境が資源の増大に好適な状況になる可能性があることから、海洋環境や資源動向及び漁獲動向に注意しつつ、資源水準の維持（可能な場合には増大）を基本方向として、管理を行う。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源を維持又は増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行う。

## (3) 資源管理措置

まいわしを漁獲対象とする大中型まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

## 6 さば類（まさば及びごまさば）

### (1) 資源及び漁獲の状況

我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に

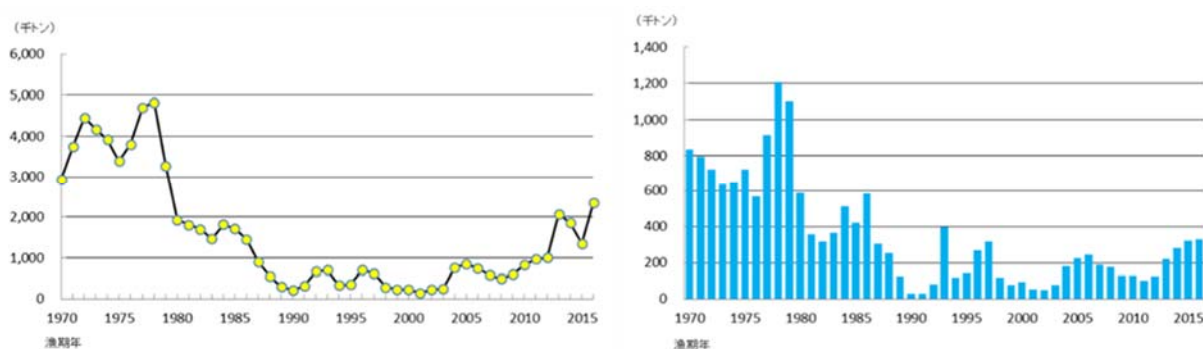
分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としては、ごまさばは、まさばに比べ南方域に分布しているが、近年、太平洋では北海道沖合まで分布が見られている。

資源の状況については、まさば太平洋系群は、2004年、2009年、2013年に豊度の高い加入があり、2016年の資源量は234.5万トンである。親魚量から資源水準は中位と判断される。過去5年間（2012～2016年）の親魚量の推移から動向は増加と判断されるが（図7-1）、北西太平洋公海での外国漁船による漁獲の正確な動静が不明であり、その動向には注意が必要である。まさば対馬暖流系群の2016年の資源量は59.2万トンで、親魚量から資源水準は低位、過去5年間（2012年～2016年）の資源量の推移から動向は増加と判断される（図7-2）。ごまさば太平洋系群の2016年の資源量は23.4万トンで、親魚量と資源量から資源水準は中位、過去5年間（2012年～2016年）の資源量の推移から動向は減少と判断される（図7-3）。ごまさば東シナ海系群の2016年の資源量は13.1万トンで、親魚量から資源水準は中位、過去5年間（2012年～2016年）の資源量の推移から動向は横ばいと判断される（図7-4）。

まさば及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資源動向について今後とも注視する必要がある。

漁獲の状況については、我が国では、主にまき網漁業（大中型、中型、小型）及び定置漁業により当該資源を漁獲しており、2016年のさば類の漁獲量は、49.8万トンである。

図7-1 まさば太平洋系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・(国研)水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成（以下図7-4まで同じ）

注：資源量（左図）、漁獲量（右図）（以下図7-4まで同じ）



図 7-2 まさば対馬暖流系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移

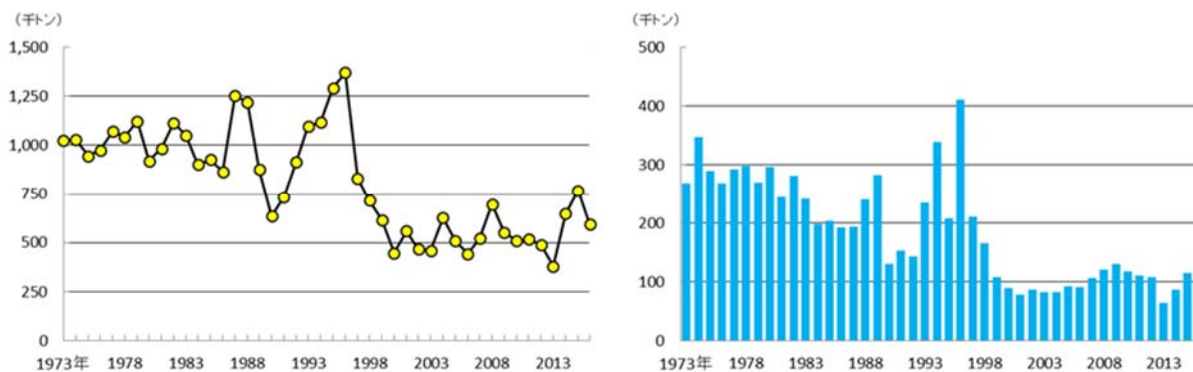


図 7-3 ごまさば太平洋系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移

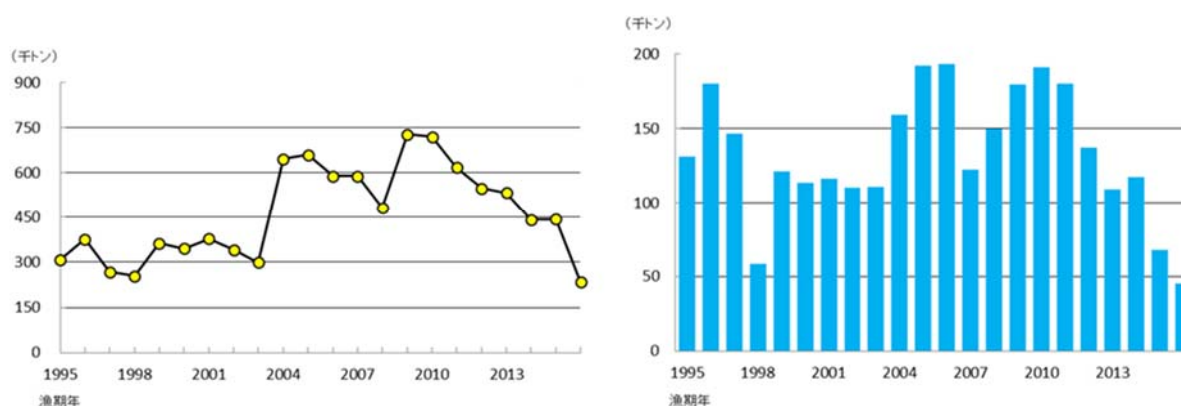
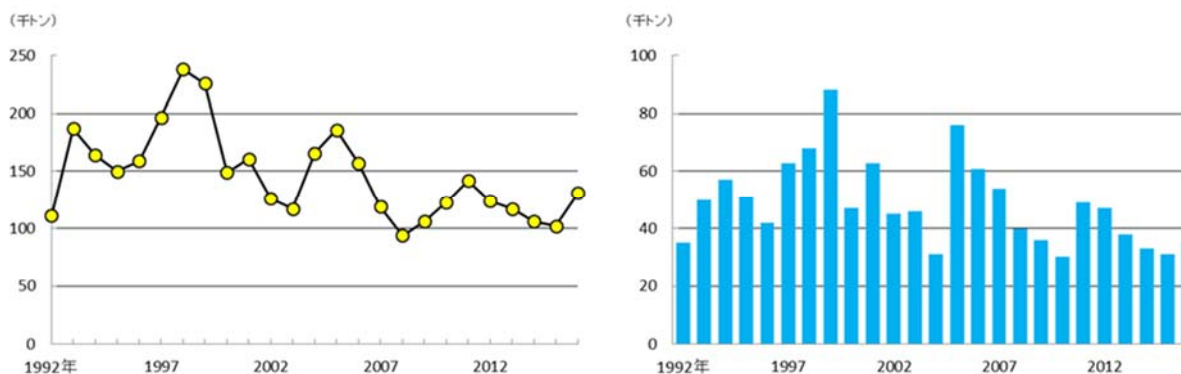


図 7-4 ごまさば東シナ海系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移



## (2) 資源管理目標

まさば太平洋系群について、高水準で資源を持続的に利用するためには、安定的な再生産（新規加入）の維持に必要な親魚量 45 万トン以上の確保が必要とされている。2015 年の親魚量は 49.0 万トンであり、この水準（45 万トン）を上回っていることから、今後の加入動向に十分留意しつつ、引き続き資源を維持若しくは増大することを基本方向として管理を行う。

なお、本資源は北西太平洋公海において外国漁船によっても採捕されていること

から、平成 27 年 7 月に設立された N P F C 等を通じて、外国漁船の適切な管理に向けた一層の取組を推進する。

ごまさば太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行う。

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行う。

### (3) 資源管理措置

さば類を漁獲対象としている大中型まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

なお、N P F C では、

① 可能な限り早期に資源評価を完了させ、それまでの間、北太平洋公海でマサバを漁獲する許可漁船の隻数を増加させないことを推奨する(公海でサバを多く漁獲する国(実質的に中国)については、許可隻数増加を禁止する)

② 公海で操業する漁船への VMS の設置を義務付ける措置が決定されている。

## 7 するめいか

### (1) 資源及び漁獲の状況

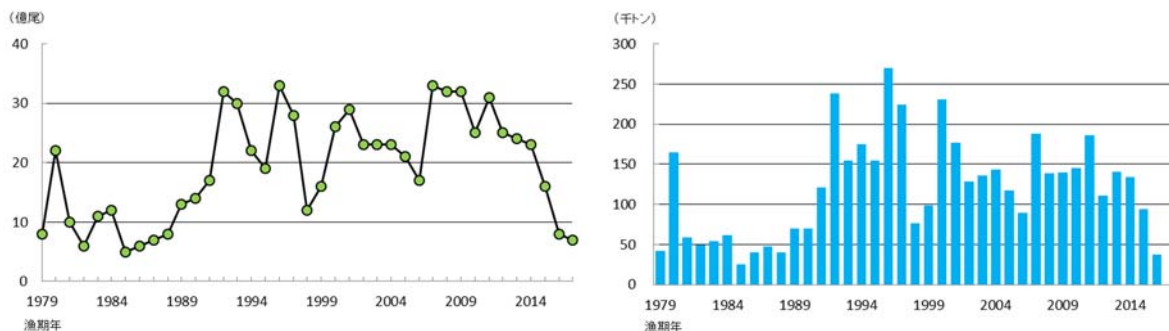
我が国周辺水域のするめいかは、日本近海に広く分布し、季節により南北に大きく回遊するが、主に 12 月～3 月に東シナ海で発生する冬季発生系群と、10 月～12 月に北陸沿岸域から東シナ海で発生する秋季発生系群とに大別される。

資源の状況については、冬季発生系群の 2017 年の資源量は 21.7 万トンであり、資源尾数から資源水準は低位、過去 5 年間(2013 年～2017 年)の資源尾数の推移から動向は減少と判断される(図 8-1)。秋季発生系群の 2017 年の資源量は 96.8 万トンであった。資源量から資源水準は中位、過去 5 年間(2013 年～2017 年)の資源量の推移から動向は減少と判断される(図 8-2)。

当該資源は、海洋環境によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

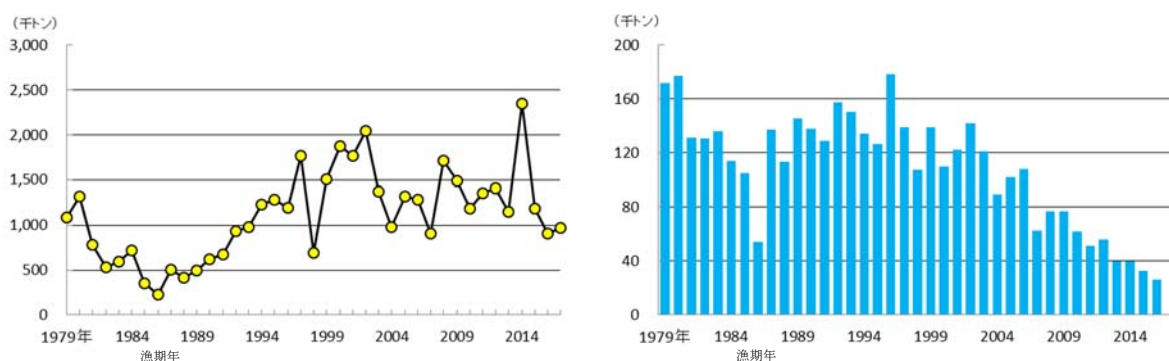
漁獲の状況については、我が国では、主にいか釣り漁業、定置漁業及び沖合底びき網漁業により当該資源を漁獲しており、その他大中型まき網漁業等によっても漁獲が行われている。2016 漁期年(4 月から翌年 3 月)の漁獲量は 6.3 万トンである。

図 8-1 するめいか冬季発生系群の資源尾数及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・(国研) 水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成（以下図 8-2 まで同じ）  
注：資源尾数（左図）、漁獲量（右図）

図 8-2 するめいか秋季発生系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移



注：資源量（左図）、漁獲量（右図）

## (2) 資源管理目標

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第3に記載されている本系群の中期的管理方針では、「海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。」としているが、本系群の親魚量は資源回復措置の発動がなされる水準を下回っていることから、短期的には資源の回復を図るよう管理をすべきと考えられる。

ただし、本資源は、大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われており我が国のみでの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けた取組が行えるよう努めつつ、管理を行うものとする。

## (3) 資源管理措置

するめいかを漁獲対象とするいか釣り漁業、沖合底びき網漁業及び大中型まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

## 8 ずわいがに

### (1) 資源及び漁獲の状況

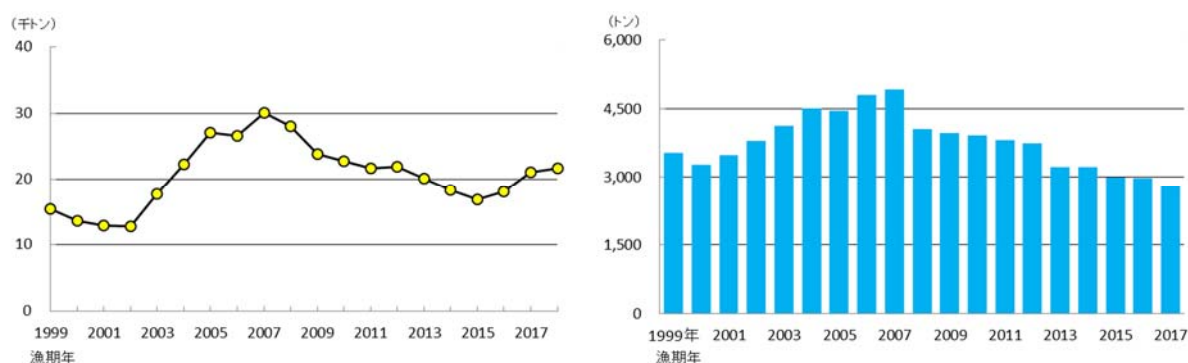
我が国周辺水域のずわいがには、日本海大陸棚の縁辺部、大和堆、銚子以北の太平洋岸及びオホーツク海の水深 100m~750m の範囲に分布し、生息域の分布によって、

オホーツク海系群、太平洋北部系群、日本海系群及び北海道西部系群に分けられる。

資源の状況については、この中で最も資源の大きな日本海系群は、富山県以西（A海域）では1990年代後半から資源は回復傾向にある。2018年の資源量は21.7千トンであった。沖合底びき網による資源密度指数から資源水準は中位、過去5年間（2014～2018 漁期年）の資源量の推移から、動向は増加と判断される（図9-1）。新潟県以北（B海域）では、2017年の資源量は4千トンである。沖合底びき網および小型底びき網による資源密度指数の5年移動平均から資源水準は高位、過去5年間（2013～2017 漁期年）の資源量の推移から動向は増加と判断される（図9-2）。また、オホーツク海系群は、沖合底びき網漁業のCPU E（1網当たりの漁獲量）から資源水準は低位、過去5年間（2014年～2018年）の調査船調査による分布密度の推移から動向は減少と判断される。太平洋北部系群は、2017年の資源量は、543トンであった。資源量から資源水準は中位、過去5年間（2013～2017 漁期年）の資源量の推移から動向は横ばいと判断される（図9-3）。北海道西部系群は、ずわいがにかご漁業のCPU E（1かご当たりの漁獲量）から資源水準は中位、過去5年間（2013～2017 漁期年）のCPU Eの推移から動向は横ばいであると判断される。

漁獲の状況については、我が国における当該資源の漁獲は、沖合底びき網漁業が大半を占めており、その他かご漁業であるずわいがに漁業によっても漁獲が行われている。2017 漁期年（7月から翌年6月）の漁獲量は3,478トンである。

図9-1 ずわいがに日本海系群（A海域）の資源量及び漁獲量の推移



資料：水産庁・(国研)水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成（以下図9-3まで同じ）

注：資源量（左図）、漁獲量（右図）（以下、図9-3まで同じ）

図9-2 ずわいがに日本海系群（B海域）の資源量及び漁獲量の推移

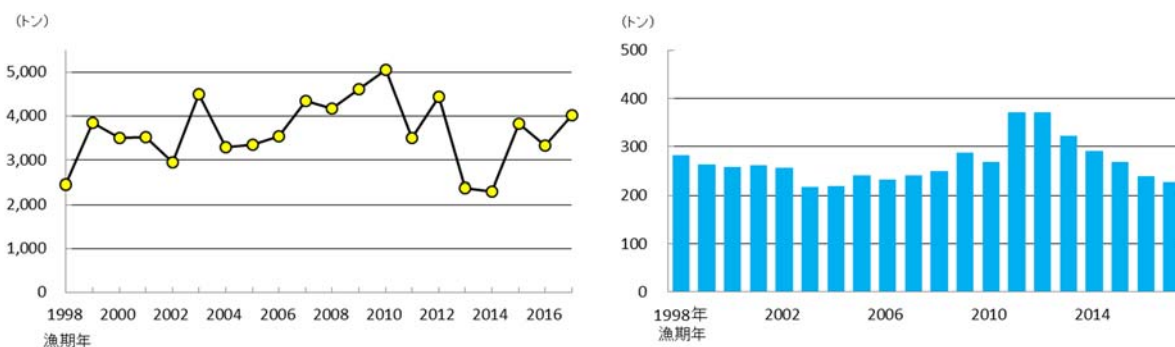
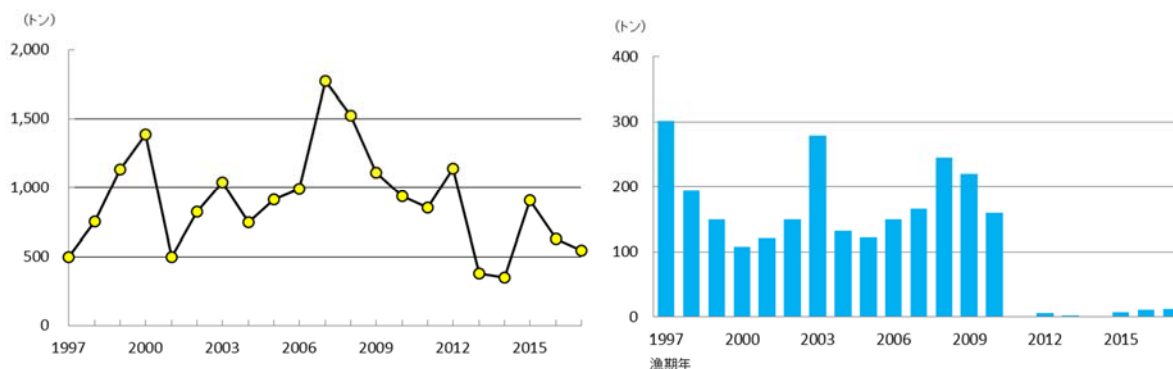
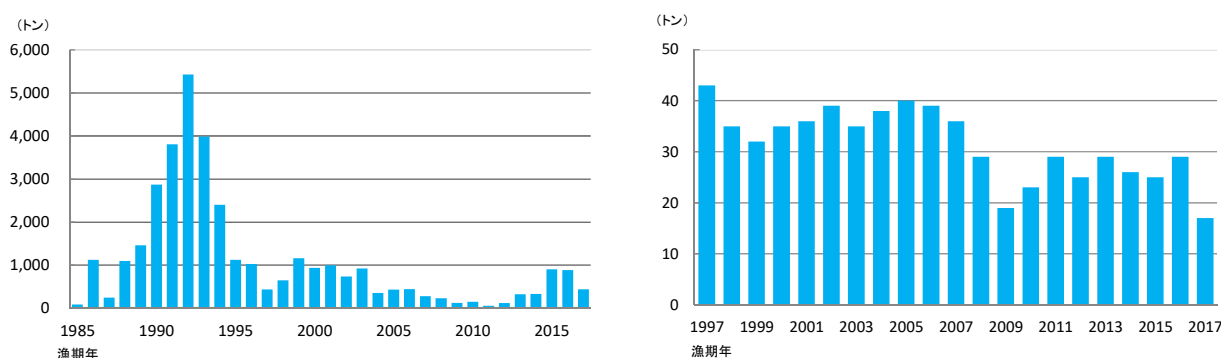


図9-3 ずわいがに太平洋北部系群の資源量及び漁獲量の推移



注：2011 漁期年以降は、東日本大震災の影響により漁獲量が減少

(参考) ずわいがにオホーツク海系群及び北海道西部系群の漁獲量の推移



資料：水産庁・(国研) 水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成

注：オホーツク海系群（左図）、北海道西部系群（右図）

## (2) 資源管理目標

日本海系群、太平洋北部系群及び北海道西部系群については、資源の維持又は増大を基本方向として、安定的な漁獲量を継続できるよう、管理を行う。特に、日本海系群については、その主たる生息域に日韓北部暫定水域が含まれており、同水域で大韓民国漁船によっても採捕が行われていることから、同国との協調した管理に向けて取り組む。

オホーツク海系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行う。

## (3) 資源管理措置

### ずわいがに漁業

ずわいがに資源の維持を図るため、当該漁業においては、漁獲可能量、許可内容、制限又は条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○休漁
-------------	-----

また、上記の措置の他、これまで取り組んできた当該漁業における年間の漁獲量上限の設定、操業区域の制限、水がにの採捕制限、小型がに保護のための漁具改良等の措置についても引き続き取り組む必要がある。

一方、ずわいがにを漁獲対象としている他の漁業種類（沖合底びき網漁業）については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

## 9 ベにずわいがに

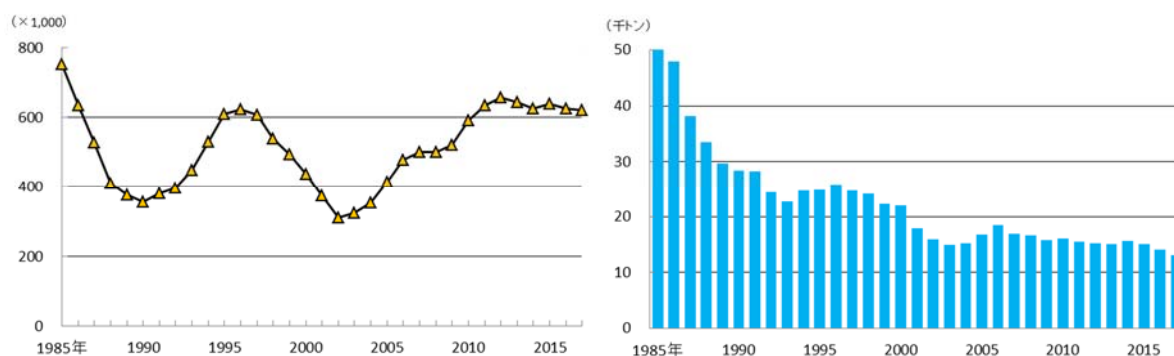
### (1) 資源及び漁獲の状況

日本海のべにずわいがには、北海道から島根県沖にかけての水深 500m~2,700m の水深帯に広く分布し、分布の中心は 1,000m~2,000m である。

資源の状況については、かご漁による資源量指標値は 2003 年以降概ね増加傾向にあり、資源水準は中位、過去 5 年間（2013 年~2017 年）の資源量指標値の推移から、動向は横ばいと判断される（図 10）。

漁獲の状況については、我が国では、主にかご漁業である日本海べにずわいがに漁業及びべにずわいがにかご漁業により当該資源を漁獲しており、2017 年の漁獲量は 1.3 万トンである（図 10）。

図 10 ベにずわいがに日本海系群の資源量指標値及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・(国研)水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成  
注：資源量指標値（左図）、漁獲量（右図）

### (2) 資源管理目標

べにずわいがに資源については、その主たる生息域に日韓北部暫定水域が含まれており、同水域で大韓民国漁船によっても採捕が行われていることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源を引き続き中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行う。

### (3) 資源管理措置

#### 日本海べにずわいがに漁業

資源の維持又は増大を図るため、当該漁業においては、許可内容、制限又は条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

また、上記の措置の他、これまでに「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画」（2005年4月7日公表）で取り組んできた休漁、保護区の設定、小型がに保護のための漁具改良等の措置についても引き続き取り組む必要がある。

さらに、資源状況等を踏まえて、減船の実施についても検討する。

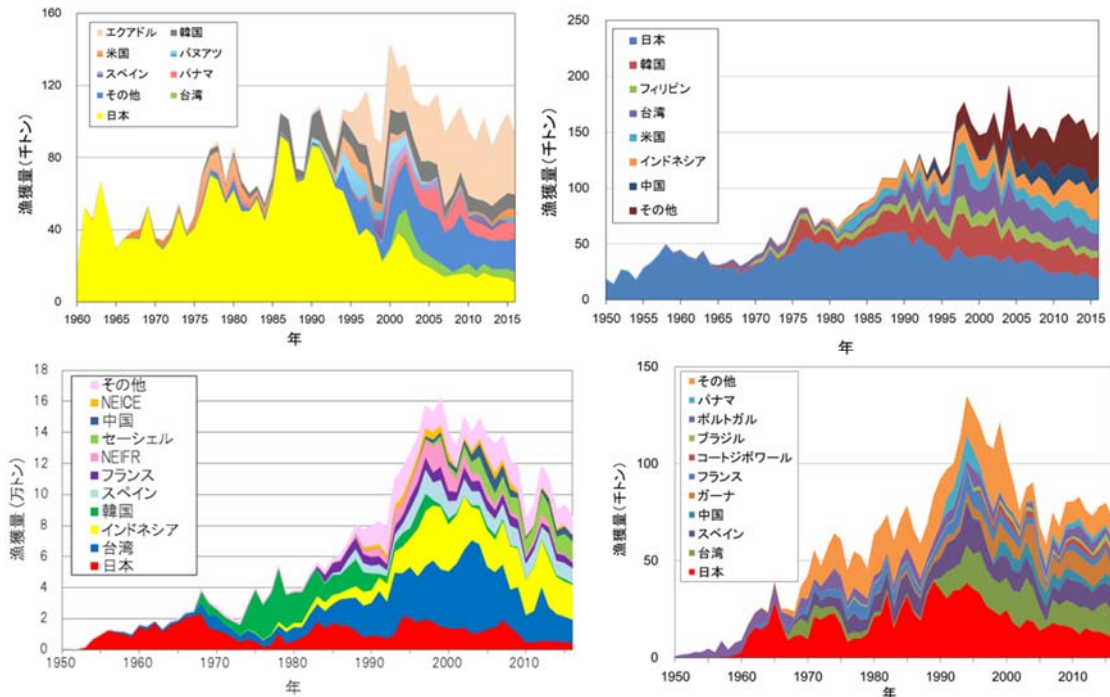
## 10 めばち

### （1）資源及び漁獲の状況

東部太平洋では、全米熱帯まぐろ類委員会（以下「IATTC」という。）において、資源量はほぼ適正なレベルにあり、漁獲圧も低いと評価されており、資源水準は中位、動向は増加と判断される。中西部太平洋では、WCPFCにおいて、2017年の資源評価で、大きな不確実性を含有しているものの、資源量は適正なレベルにあり、漁獲圧は過剰な状態ではないと評価された。インド洋では、インド洋まぐろ類委員会（以下「IOTC」という。）において、資源量及び漁獲圧は適正なレベルにあると評価されており、資源水準は中位、動向は増加と判断される。大西洋では、大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下「ICCAT」という。）において、資源量は過剰な利用状態にあり、漁獲圧も過剰な状態にあると評価されており、資源水準は低位、動向は横ばいと判断される。

各海域における当該資源の国別漁獲量は図11のとおりである。我が国では、主に遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業により当該資源を漁獲しており、2016年の漁獲量は全海域合計で4.2万トンである。

図 11 各海域におけるめばちの国別漁獲量の推移



資料：水産庁・(国研)水産研究・教育機構「国際漁業資源の現況」から引用

注：東部太平洋（左上図）、中西部太平洋（右上図）、インド洋（左下図）、大西洋（右下図）

## (2) 資源管理目標

いずれの海域においても資源の維持・回復を図るためには、漁獲圧をこれ以上に増やさないようにするか減少させる必要があるとされており、我が国としてもこの方針に則った形で管理していくこととする。

## (3) 資源管理措置

めばちを漁獲対象とする遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種別資源管理の内容に従うものとする。

## 1 1 きはだ

### (1) 資源及び漁獲の状況

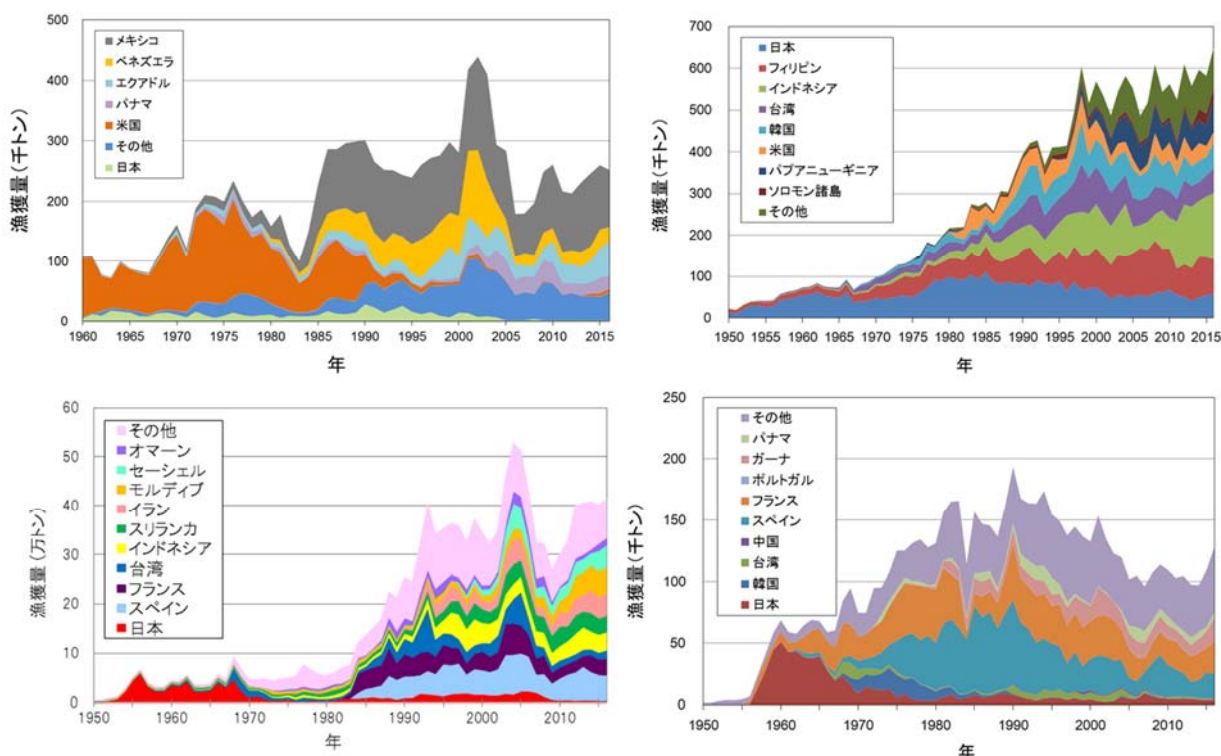
東部太平洋では、IATTCにおいて、資源量は乱獲状態であり、漁獲圧はほぼ適正レベルであると評価されており、資源水準は中位～低位、動向は横ばいと判断される。中西部太平洋では、WCPFCにおいて、資源量は過剰な利用状態にはなく、漁獲圧も低いと評価されており、資源水準は中位、動向は横ばいと判断される。インド洋では、IOTCにおいて、資源量は過剰な利用状態にあり、漁獲圧も過剰な状態にあると評価されており、資源水準は低位、動向は減少と判断される。大西洋では、ICCATにおいて、資源量は乱獲状態だが適正レベルに近く、漁獲圧は低いと評価されており、資源水準は低位、動向は横ばいと判断される。

各海域における当該資源の国別漁獲量は図 12 のとおりである。我が国では、主に太平洋中央海区及びインド洋海区を操業区域とする大中型まき網漁業（以下「海外ま



き網漁業」という。) 、遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業により当該資源を漁獲しており、2016年の漁獲量は全海域合計で6.6万トンである。

図12 各海域におけるきはだの国別漁獲量の推移



資料：水産庁・(国研) 水産研究・教育機構「国際漁業資源の現況」から引用

注：東部太平洋（左上図）、中西部太平洋（右上図）、インド洋（左下図）、大西洋（右下図）

## (2) 資源管理目標

いずれの海域においても資源の維持を図るためには、漁獲圧をこれ以上に増やさないようにする必要があるとされており、我が国としてもこの方針に則った形で管理していくこととする。

## (3) 資源管理措置

きはだを漁獲対象とする遠洋まぐろはえ縄漁業、近海まぐろはえ縄漁業及び海外まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

## 1.2 かつお

### (1) 資源及び漁獲の状況

我が国漁船が主に操業している中西部太平洋では、2016年にWCPFCにおいて資源評価が行われた。この資源評価は、太平洋島嶼国等が主体の科学者組織である太平洋共同体（SPC）によって実施され、SPCは13通りの評価結果を示し、どの結果も同じようになり得るとの説明をしつつも、その中のひとつを取り上げ、資源は過剰漁獲の状態にはなく、乱獲状態にも陥っておらず、資源状態も回復し、漁業による

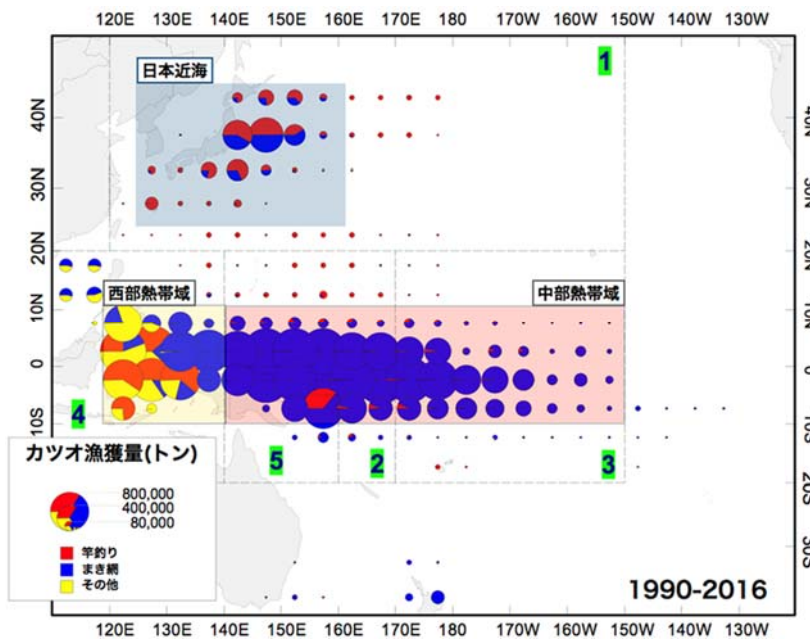
圧力は減少しているとの結果を示した。

これに対し、我が国等は、どの評価もあり得るのであれば、その上限と下限の範囲で示すべき、また評価モデルの設定等に問題があり、SPCが恣意的に選んだように感じた評価結果は漁業者の感覚とも乖離していることから支持できないとし、評価結果はWCPFCでは承認されなかった。

また、1970年代以降15～20万トンで安定してきた北緯20度以北の日本近海での漁獲量が、近年は低調に推移していることなどから、WCPFCにおいて、我が国から、赤道域での漁獲量の増大が資源の分布水域を縮小させ、我が国周辺水域等の高緯度域への回遊が減少している懸念を示し、熱帯域におけるまき網による漁獲をさらに規制していく必要があると主張している（図13-1）。

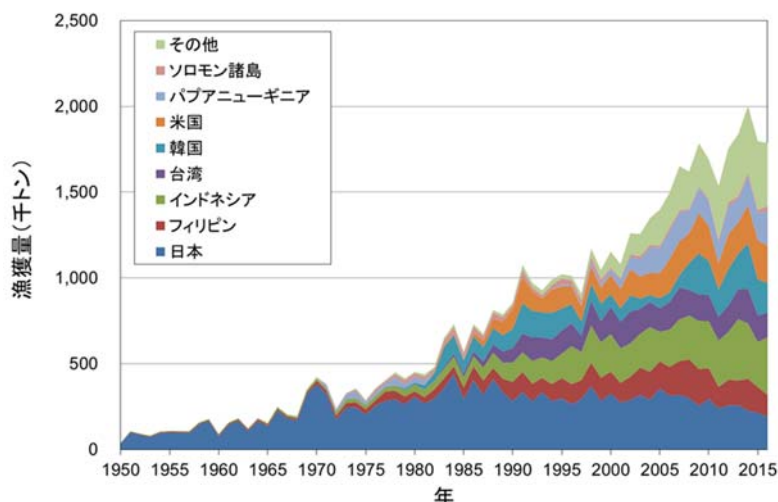
中西部太平洋における当該資源の国別漁獲量は図13-2のとおりである。我が国では、主に海外まき網漁業、遠洋かつお一本釣り漁業、近海かつお一本釣り漁業及び大中型まき網漁業（海外まき網漁業を除く。）により当該資源を漁獲しており、2016年の漁獲量は19.2万トンである。

図13-1 中西部太平洋におけるかつおの漁法別漁獲分布



資料：水産庁・(国研)水産研究・教育機構「国際漁業資源の現況」から引用  
 注：赤（竿釣り）、青（まき網）、黄（その他）

図 13-2 中西部太平洋におけるかつおの国別漁獲量の推移



資料：水産庁・(国研)水産研究・教育機構「国際漁業資源の現況」から引用

## (2) 資源管理目標

WCPFCを通じた適切な資源管理措置の導入・実施に向けた働きかけを継続するとともに、漁獲圧を増やさないように管理していくこととする。

## (3) 資源管理措置

かつおを漁獲対象とする遠洋かつお一本釣り漁業、近海かつお一本釣り漁業及び他の漁業種類（海外まき網漁業及び大中型まき網漁業（海外まき網漁業を除く））については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

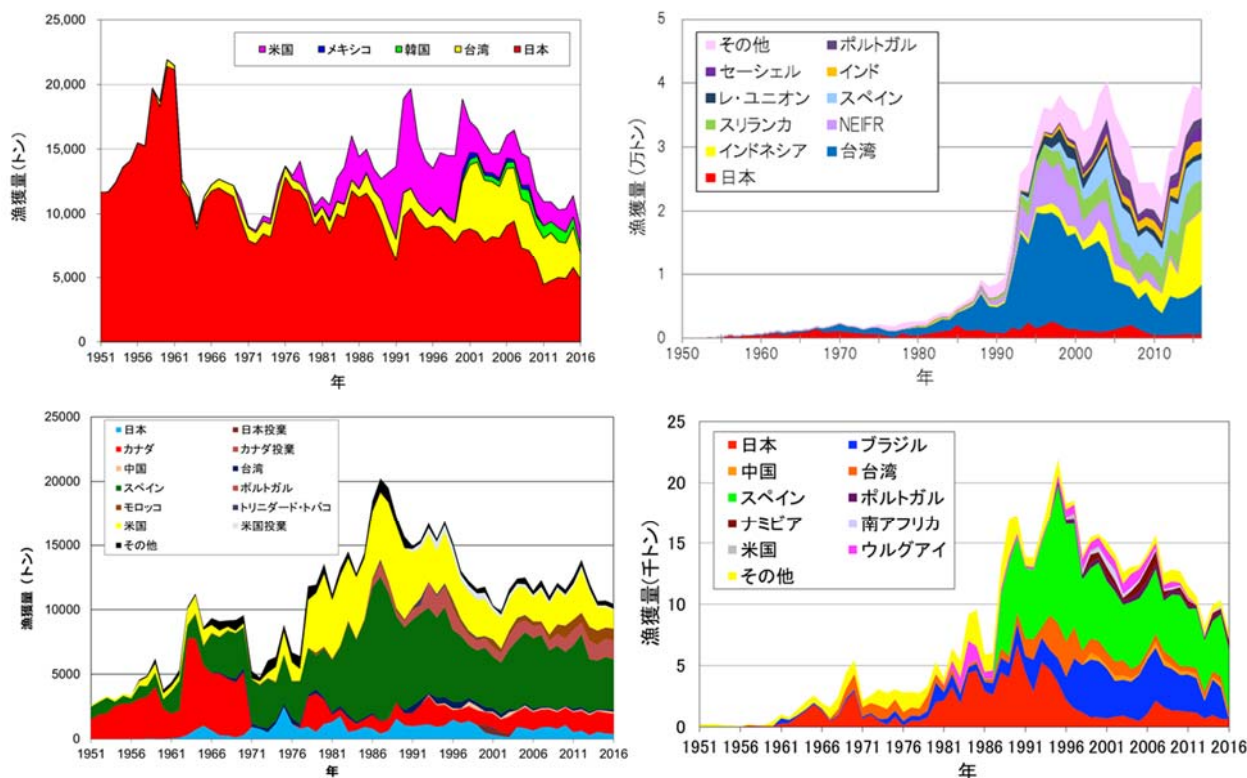
## 1.3 めかじき

### (1) 資源及び漁獲の状況

北太平洋では、ISCにおいて、資源量は過剰な利用状態にはなく、漁獲圧は過剰ではないと評価されており、資源水準は高位、動向は安定と判断される。インド洋では、IOTCにおいて、資源量は安全なレベルにあるが、2015年の漁獲量は過剰であったと評価されており、資源水準は中位、動向は減少と判断される。北大西洋では、ICCATにおいて、資源量は過剰な利用状態にはなく、漁獲圧は過剰ではないと評価されており、資源水準は中位、動向は増加と判断される。南大西洋では、同じくICCATにおいて、資源量は乱獲状態であり、漁獲圧は適正なレベルであると評価されており、資源水準は低位、動向は増加と判断される。

各海域における当該資源の国別漁獲量は図 14 のとおりである。我が国では、主に遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業により当該資源を漁獲しており、2016年の漁獲量は全海域合計で0.7万トンである。

図 14 各海域におけるめかじきの国別漁獲量の推移



資料：水産庁・(国研)水産研究・教育機構「国際漁業資源の現況」から引用  
 注：北太平洋（左上図）、インド洋（右上図）、北大西洋（左下図）、南大西洋（右下図）

## (2) 資源管理目標

地域漁業管理機関を通じた適切な資源管理措置の導入・実施に向けた働きかけを継続するとともに、我が国としてもこれ以上資源に影響を及ぼすことのないよう漁獲圧をこれ以上増やさないように管理していくこととする。

## (3) 資源管理措置

めかじきを漁獲対象とする遠洋まぐろはえ縄漁業、近海まぐろはえ縄漁業及びかじき等流し網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

## 1.4 その他の広域魚種について

上記の魚種のほか、より多くの関係漁業者が統一的な管理目標の下、一体となって資源管理に取り組む必要がある広域的な魚種のうち、関係者が多く、我が国漁業及び地域経済における重要性が高いとらふぐ、きんめだい、ほっけ及びくろまぐろを対象に、より効果的な資源管理の取組を一体的に推進する。なお、くろまぐろに係る資源の状況、資源管理の方向性及び取組などは、上記1に記載している。

### (1) とらふぐ

#### ① 資源及び漁獲の状況

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群については、八郎潟周辺、七尾湾、若狭

湾、福岡湾、有明海、八代海、関門海峡周辺、布刈瀬戸及び備讃瀬戸では3～6月に2歳以上の成熟個体が定置網、釣り、その他の網によって漁獲され、7～翌年1月に0歳が定置網、小型底びき網、釣り、はえ縄によって漁獲される。日本海、東シナ海の沖合、豊後水道及び紀伊水道では12～翌年3月に0歳以上がはえ縄によって漁獲される。

資源の状況については、近年再生産成功率が低迷しており、2017年漁期の資源量は697トン、親魚量は273トンで、2013年漁期から減少傾向にある。資源水準は低位、動向は減少と判断される。なお、0歳は2007年漁期以降、低下傾向であったが、近年は横ばいで推移した。1～2歳は2002年漁期以降、低下傾向であった。一方で、3歳以上は2002年漁期以降、上昇傾向であった。

とらふぐ伊勢・三河湾系群は伊勢湾、三河湾及び渥美半島外海の小型機船底びき網漁業、静岡県、愛知県、三重県のふぐはえ縄漁業等によって漁獲されている。再生産成功率には親魚量よりも環境条件が強く影響を与えていると推察されている。加入量の不安定さを緩和するため、人工種苗放流が大規模に行われている。

資源の状況については、2017年漁期の資源量は182トン、親魚量は52トンであり、資源水準は低位、動向は横ばいと判断される。

## ②資源管理の方向性

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群については、資源量を2028年漁期までに840トンに回復させることが平成29年度トラフグ資源管理検討会議で了承されていることから、同目標を資源管理目標としている。

とらふぐ伊勢・三河湾系群については、漁業者協議会等により資源管理の目的、期間等を明確にしつつ、資源状況や漁獲状況の把握、資源管理措置の確実な実施を図り、管理方策の改善を検討する。

## ③資源管理の取組

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群については本系群は複数の産卵場及び成育場を有していることから、当該魚種を漁獲する漁業者は広範に及び、漁法も多様であることから、全ての関係漁業者、関係行政機関及び、試験研究機関が参画する横断的な検討の場として、平成26年から「トラフグ資源管理検討会議」を開催し、資源管理措置について検討し、統一的な資源管理方針の一つとして資源管理目標を設けて、それぞれの海域において実施しているこれまでの管理の取組を改善し、より高度な管理措置に取り組む必要がある。

取組の大枠としては、漁獲努力量の削減措置として、各海域における適正な休漁期間の設定や、資源保護対策として漁獲サイズ制限の設定が必要であるが、具体的な内容については、トラフグ資源管理検討会議のもと設けられた海域ごとの作業部会や同検討会議で決定された内容に従い設定するものとする。

とらふぐ伊勢・三河湾系群については、資源回復計画に基づく取組によって2002年以降の小型機船底びき網漁業による漁獲量が大幅に抑制されたものの、依然として、他の漁業種類を含む現在の操業形態のもとでは未成魚のうちに多くが漁獲されていることから、これまでの資源管理や種苗放流の継続に加え、未成魚の獲り控えをさら

に徹底するなどの堅実な資源管理に取り組む必要がある

## (2) きんめだい

### ①資源及び漁獲の状況

きんめだいは、陸棚斜面や海山、海丘の斜面や頂上に多く分布し、房総半島から南西諸島に至る太平洋岸、伊豆諸島、沖合の海山周辺に漁場が点在し、主に立て縄、底立てはえ縄、樽流し等の釣りで漁獲されている。関東沿岸から伊豆諸島周辺海域における2017年の漁獲量は4,280トンである。

資源の状況については、資源評価が行われている関東沿岸から伊豆諸島周辺海域の2017年の資源量は2.8万トンであり、親魚量は1.7万トンであった。資源量、親魚量、ともに2005年以降減少傾向にある。加入量は2000年以降減少傾向であったが、2014年前後に高い値となった。しかし現時点ではそれらの年級群の一部しか成熟年齢に達していないことから、親魚量は減少傾向であると考えられる。資源水準は低位、動向は減少と判断される。

### ②資源管理の方向性

きんめだい資源を持続的・安定的に利用していくためには、漁獲努力量水準を適切に維持・管理するための取組が必要である。このため、まずは漁獲の太宗を占める太平洋南部海域を中心に一都三県（東京都、千葉県、神奈川県、静岡県）の漁業者によるキンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会において、統一的な資源管理方針を検討する。具体的には同協議会の下に各都県の漁業者代表、行政、研究機関で構成される漁業者代表部会を設置しており、これまでの漁獲努力量制限の整理やその取組の改善を進めるとともに、管理目標の設定に向け、検討を進めることとしている。

### ③資源管理の取組

資源回復のためには、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会において決定された事項に重点的に取り組むとともに、各地の事情により、小型魚放流や、漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定、操業区域の設定、使用済み漁具廃棄の禁止等についても引き続き取り組む必要がある。

## (3) ほっけ

### ①資源及び漁獲の状況

ほっけは、ほぼ全てが北海道周辺海域で漁獲されており、沖合底びき網漁業、定置漁業、底建網漁業、刺し網漁業など多様な漁業で漁獲されている。資源の状況は、道北系群、道南系群、根室海峡・道東・日高・胆振の漁獲量は2009～2010年頃から減少を始めており、2017年漁獲量は、それぞれ、16.8千トン、0.7千トン、0.2千トンであり、極めて低い水準であった。全資源について、資源水準は低位、動向は減少と判断される。

### ②資源管理の方向性

全体的に資源水準の低下が見られることから、資源状況に即した適切な資源管理を通じ、当該資源の回復させることを目標とする。なお、ほっけ資源の大半を占める道北系群については、漁獲量及び漁獲努力量を大幅に削減するなどの強度の資源管理措

置に取り組む必要がある。

### ③資源管理の取組

近年の資源状況の悪化と漁獲量の減少を受け、漁業者、北海道庁、試験研究機関が協力して取り組む自主的な資源回復対策の実施状況などに留意しつつ、取り組む必要がある。

### (4) その他広域魚種

上記4魚種のほか、TAC対象魚種に次いで漁獲量が多く、広範囲にわたり生息し、国民生活上又は漁業上重要な魚種として、かたくちいわし、ぶり、うるめいわし及びまだらが挙げられる。

かたくちいわしの資源の状況は、太平洋系群の資源水準は低位、動向は減少、瀬戸内海系群の資源水準は高位、動向は増加、対馬暖流系群の資源水準は低位、動向は横ばいとなっている。地域により主となる漁業種類は異なるが、まき網漁業、定置漁業、船びき網漁業等により、シラスから成魚まで満遍なく漁獲されており、特にシラスを対象とした漁業が発達した地域もある。

ぶりの資源の状況は、資源水準は高位、動向は横ばいとなっている。主に定置漁業及びまき網漁業により当歳魚から成魚まで漁獲されており、漁業種類や地域によって漁獲物の年齢や漁期が異なる。

うるめいわしの資源の状況は、太平洋系群の資源水準は中位、動向は減少、対馬暖流系群の資源水準は中位、動向は横ばいとなっている。主にまき網漁業、棒受網漁業、定置漁業により漁獲されており、シラスは船びき網漁業で漁獲される。

まだらの資源の状況は、太平洋北部系群の資源水準は中位、動向は減少、日本海系群の資源水準は高位、動向は増加、北海道の資源水準は高位、動向は横ばいとなっている。主に沖合底びき網漁業で漁獲され、次いで刺し網漁業、小型底びき網漁業、延縄漁業等により漁獲される他、冬季に産卵のために接岸する大型個体が定置漁業により漁獲されている。

これらの魚種については、資源の状況は概ね安定しているが、海洋環境の変化が資源の分布や漁獲の動向に影響することから、海洋環境や漁獲の動向等をモニタリングした上で、各地域における漁業管理等の情報を共有しつつ、各地域における関係者間の協議や広域漁業調整委員会の場などを通じて、引き続き、資源管理の方向性について検討する必要がある。

## 【漁業種類別資源管理】

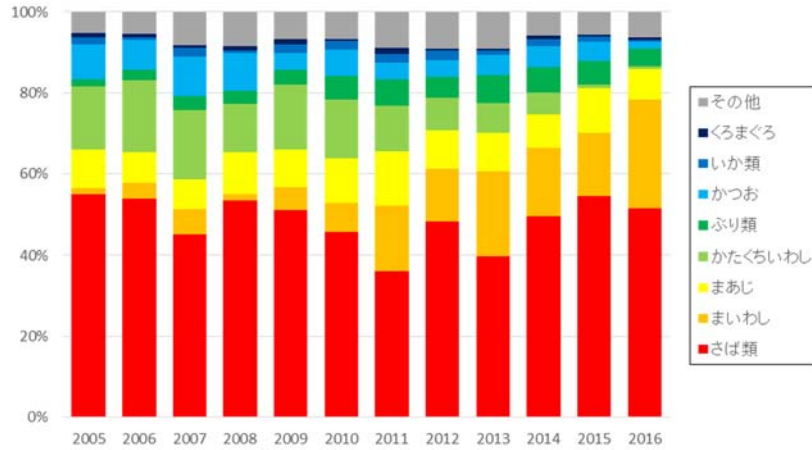
### 1 大中型まき網漁業（海外まき網漁業を除く）

#### (1) 漁獲の状況

大中型まき網漁業は、操業海域に応じて、まあじ、まいわし、さば類、するめいか、くろまぐろ又はかつお等の浮魚類を主な漁獲対象魚種とするが（図15-1）、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、漁業種類別の措置として海域ごとに資源管理措置を講ずることとする。

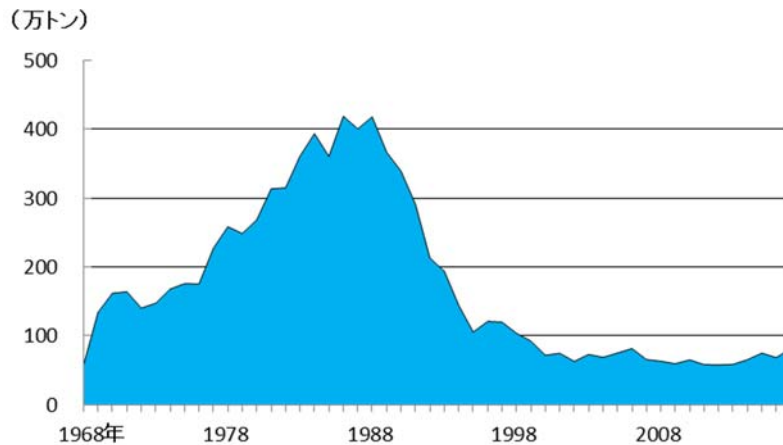
大中型まき網漁業の漁獲量は、1986年に過去最高となる419万トン記録したが、まいわし資源の長期的変動に伴う資源の急激な変化とともに減少し、2017年の漁獲量は82万トンであった（図15-2）

図15-1 大中型まき網漁業の魚種別漁獲割合の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成（以下図15-2まで同じ）  
注：海外まき網漁業を除く（以下図15-2まで同じ）

図15-2 大中型まき網漁業の漁獲量の推移



(2) 資源管理措置

まあじ、まいわし、さば類、するめいか、くろまぐろ又はかつお等の資源を管理目標に従って回復、維持又は増大させるため、漁獲可能量、制限又は条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○休漁
-------------	-----

なお、平成26年10月から、北部太平洋海区の大中型まき網漁業においてさば類の個別割当方式による管理を試験的に実施しており、数年間の活動を通じてその効果等を実証していく必要がある。



上記の措置のほか、まあじ、まいわし、さば類及びするめいかについて、年間の漁獲可能量以下の漁獲量上限を設定するとともに、資源状況及び来遊状況を踏まえて、四半期別漁獲目標量を設定する必要がある。四半期別漁獲目標量については、必要に応じて漁業者団体別に設定する。

また、くろまぐろについては、資源の持続的利用を図るため、公的措置の遵守に加え、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目・強度資源管理*）	○漁獲量上限の設定
---------------------	-----------

\*次により自主的措置から公的措置へ移行するものを含む

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（平成29年12月28日公表）

さらに、これまで、「マサバ太平洋系群資源回復計画」（2003年10月23日公表）で取り組んできた操業時間の制限等の措置、「日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画」（2009年3月31日公表）で取り組んできた措置についても引き続き取り組む必要がある。

加えて、漁獲対象とする魚種の資源状況等を踏まえて、減船の実施についても検討する。

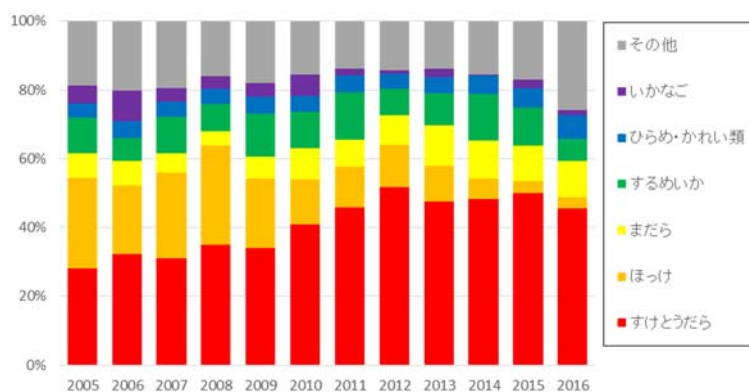
## 2 沖合底びき網漁業

### （1）漁獲の状況

沖合底びき網漁業は、操業海域に応じて、すけとうだら、するめいか、ずわいがに、ほっけ、まだら、ひらめ又はかれい類等の多様な底魚類を主な漁獲対象魚種とするが（図16-1）、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理を行うこととはせず、漁業種類別の措置として地区ごとに資源管理措置を講ずることとする。

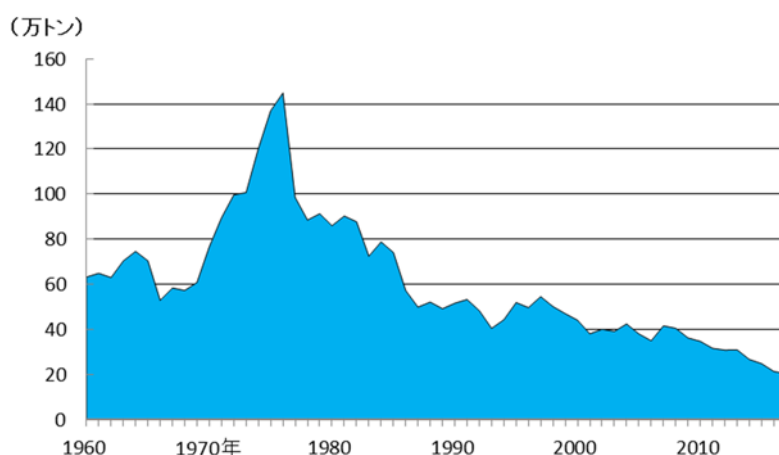
沖合底びき網漁業の漁獲量は、ロシア連邦水域での漁獲もあって1976年に過去最高となる145万トン記録した。その後、減少しつづけており2017年の漁獲量は20万トンであった（図16-2）。

図 16-1 沖合底びき網漁業の魚種別漁獲割合の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成（以下図 16-2 まで同じ）

図 16-2 沖合底びき網漁業の漁獲量の推移



## (2) 資源管理措置

すけとうだら、するめいか、ずわいがに又はほっけの資源管理目標に従って回復、維持又は増大を図るとともに、各地区における主要な漁獲対象魚種の資源を回復、維持又は増大させるため、漁獲可能量の設定、制限又は条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、各地区において下表の箇条書きの措置に取り組む必要がある。

### 【オホーツク海】

地区	自主的措置	
北海道オホーツク海地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（すけとうだら） ○北海道の3地区における総漁獲量上限の設定（するめいか）
	その他の措置	○「宗谷海峡海域イカナゴ資源回復計画」（2004年4月22日公表）で取り組んできたいかなごを対象とした操業期間の短縮等の措置

【太平洋】

地区	自主的措置	
北海道太平洋地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら） ○北海道の3地区における総漁獲量上限の設定（するめいか）
	その他の措置	○「えりも以西海域マツカワ資源回復計画」（2005年3月10日公表）で取り組んできたまつかわの小型魚の再放流の措置
青森県太平洋地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら及びするめいか）
	その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画」（2007年3月29日公表）で取り組んできたまだらの産卵親魚及び小型魚の再放流の措置
岩手県地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら及びするめいか）
	その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「岩手県ヒラメ資源回復計画」（2006年2月27日公表）以前より自主的措置として取り組んできたひらめの小型魚の再放流の措置 ○「岩手県ケガニ・ミズダコ資源回復計画」（2008年3月28日公表）で取り組んできた小型のけがに・みずだこの再放流の措置
宮城県地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら、するめいか及びずわいがに）
	その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「宮城県マアナゴ資源回復計画」（2008年2月12日公表）で取り組んできたまあなごの小型魚の再放流の措置
福島県地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら、ずわいがに）
	その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「福島県マアナゴ資源回復計画」（2007年2月13日公表）で取り組んできたまあなごの小型魚の再放流の措置 ※なお、福島県沖では、東電福島第一原発事故の後、全ての

		沿岸漁業及び底びき網漁業の操業を自粛した上で、試験操業・販売が行われており、操業再開の状況に応じて、必要な見直しを行うものとする。
茨城県地区	自主的措置（重点項目）	○漁具の制限（かれい類等） ○種苗放流（ひらめ）
	その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「茨城県シライトマキバイ資源回復計画」（2008年3月28日公表）で取り組んできた小型のしらいとまきばいの再放流の措置
千葉県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（かれい類等）
	その他の措置	「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた漁具の改良等の措置
愛知県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（あおめえそ及びにぎす等）
	その他の措置	○操業区域設定（あおめえそ）
三重県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（あおめえそ及びにぎす等）
	その他の措置	○漁具の制限
高知県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（あおめえそ及びにぎす等）
愛媛県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（やりいか等）

#### 【日本海】

地区	自主的措置	
北海道日本海地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら） ○北海道の3地区における総漁獲量上限の設定（するめいか）
	自主的措置（重点項目・強度資源管理措置）	○操業隻日数上限の設定（すけとうだら）＜強度資源管理＞ ※すけとうだら日本海系群を専ら利用する漁業者に限る。
	その他の措置	○「宗谷海峡海域イカナゴ資源回復計画」（2004年4月22日公表）で取り組んできたいかなごを対象とした操業期間の短縮等の措置 ○「スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画」（2007年3月29日公表）で取り組んできたすけとうだらの小型魚の漁獲割合による漁場移動等の措置 ○漁獲量上限の設定等（ほっけ）
青森県日本海地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（すけとうだら及びかれい類等） ○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら）

	その他の措置	○「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」（2003年7月1日公表）以前より自主的措置として取り組んできたはたはたの全長制限等の措置
秋田県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（はたはた等）
	その他の措置	○「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」（2003年7月1日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置
山形県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（かれい類等）
	その他の措置	○「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」（2003年7月1日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「山形県ヒラメ資源回復計画」（2007年10月11日公表）で取り組んできたひらめの全長制限の措置
新潟県地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら及びずわいがに）
	その他の措置	○「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」（2003年7月1日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置
石川県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（かれい類等） ○当該地区における漁獲量上限の設定（ずわいがに）
	その他の措置	○「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」（2002年9月6日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「石川県ヒラメ・沿岸性カレイ類資源回復計画」（2007年4月27日公表）で取り組んできたひらめの小型魚の再放流 ○ほっこくあかえびの漁具制限 ○けがにの甲長制限の設定
福井県地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（ずわいがに） ○漁獲物の制限（ずわいがに）
	その他の措置	○「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」（2002年9月6日公表）で取り組んできた海底清掃・海底耕耘の措置
京都府地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（かれい類等） ○漁獲物の制限（ずわいがに）
	その他の措置	○「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」（2002年9月6日公表）で取り組んできた操業回数等の制限等の措置 ○「京都府海域底びき網漁業包括的資源回復計画」（2008年3月28日公表）で取り組んできた漁具の改良等の措置
兵庫県地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（ずわいがに）

		○漁獲物の制限（ずわいがに）
	その他の措置	○「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」（2002年9月6日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置
鳥取県地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（ずわいがに） ○漁獲物の制限（ずわいがに）
	その他の措置	○「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」（2002年9月6日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置
島根県地区 （1そうびき）	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（ずわいがに） ○漁獲物の制限（ずわいがに）
	その他の措置	○「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」（2002年9月6日公表）で取り組んできたあかがれいの採捕の自粛等の措置
島根県地区 （2そうびき）	自主的措置（重点項目）	○休漁（かれい類等） ○種苗放流（ひらめ）
	その他の措置	○「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」（2002年9月6日公表）で取り組んできたあかがれいの採捕の自粛等の措置
山口県・福岡県 地区	自主的措置（重点項目）	「日本海西部・九州西海域底びき網漁業（2そうびき）包括的資源回復計画」（2006年10月13日公表）で取り組んできた下記の措置 ○漁具の制限（あかむつ） ○種苗放流（まだい等）

さらに、地区ごとに漁獲対象とする魚種の資源状況等を踏まえて、減船の実施についても検討する。

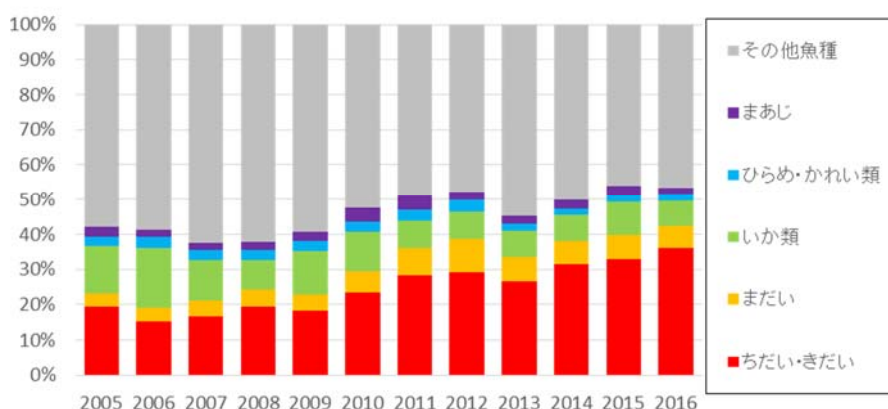
### 3 以西底びき網漁業

#### （1）漁獲の状況

以西底びき網漁業は、かれい類、たい類及びいか類等の多様な底魚類を主な漁獲対象魚種とするが(図 17-1)、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

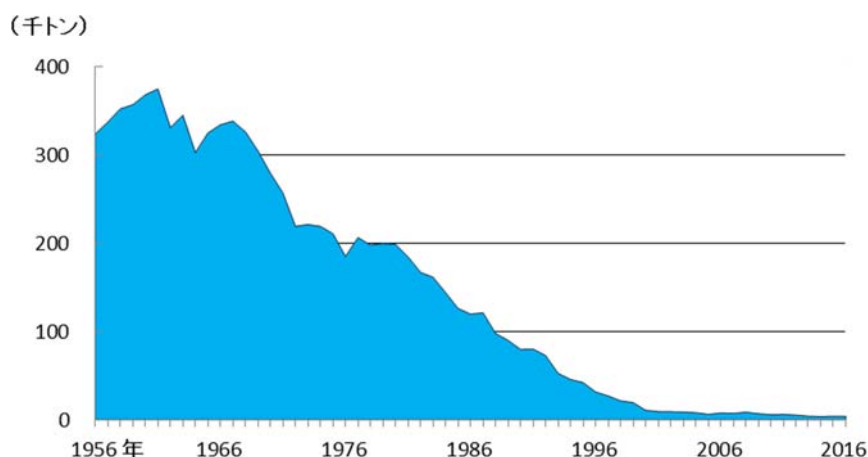
以西底びき網漁業の漁獲量は、1961年に過去最高となる37万トンを記録したが、その後東シナ海・黄海における底魚資源の悪化、膨大な数の中国漁船との漁場競合による漁船数の大幅な減少等に伴って減少し、2016年の漁獲量は3.6千トンであった(図 17-2)。

図 17-1 以西底びき網漁業の魚種別漁獲割合の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成（以下図 17-2 まで同じ）

図 17-2 以西底びき網漁業の漁獲量の推移



## 2) 資源管理措置

東シナ海海域の底魚資源についてはその資源水準が低位もしくは中位にあることから、これら資源の回復を図るため、「日本海西部・九州西海域底びき網漁業（2そうびき）包括資源回復計画」（2006年10月13日公表）に基づき、休漁等の措置に取り組んできた。その結果、資源の減少傾向に概ね歯止めをかけることができたと考えられるが、引き続き資源の回復、維持又は増大を図るため、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○漁具の制限 ○種苗放流
-------------	-----------------

## 4 いか釣り漁業

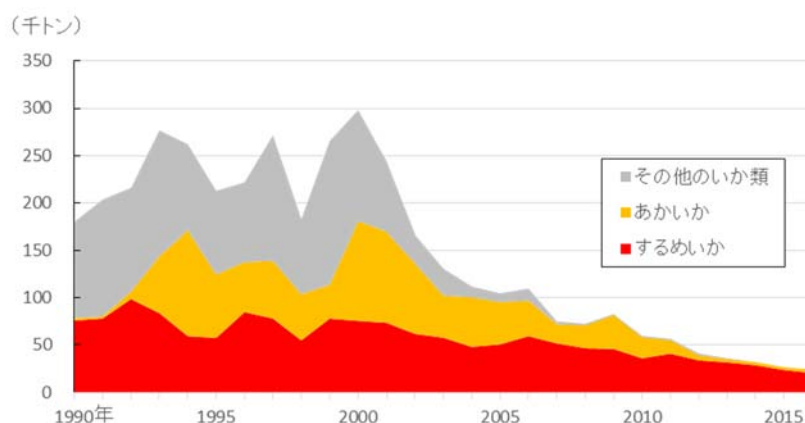
### (1) 漁獲の状況

いか釣り漁業は、するめいか又はあかいか等のいか類を主な漁獲対象魚種とする

が、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

いか釣り漁業の漁獲量は、2000年に過去最高となる30万トンを記録したが、主に外国水域での操業が困難になったことにより減少し、2016年の漁獲量は2.4万トンであった（図18）。

図18 いか釣り漁業の魚種別漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

## (2) 資源管理措置

するめいか又はあかいか等を利用するいか釣り漁業者にとっては、資源の維持を図るため、漁獲可能量、許可内容、制限又は条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○休漁
-------------	-----

また、上記の措置のほか、するめいかの産卵親魚の保護のための保護区の設定についても取り組み、資源の維持を図る必要がある。

## 5 遠洋まぐろはえ縄漁業

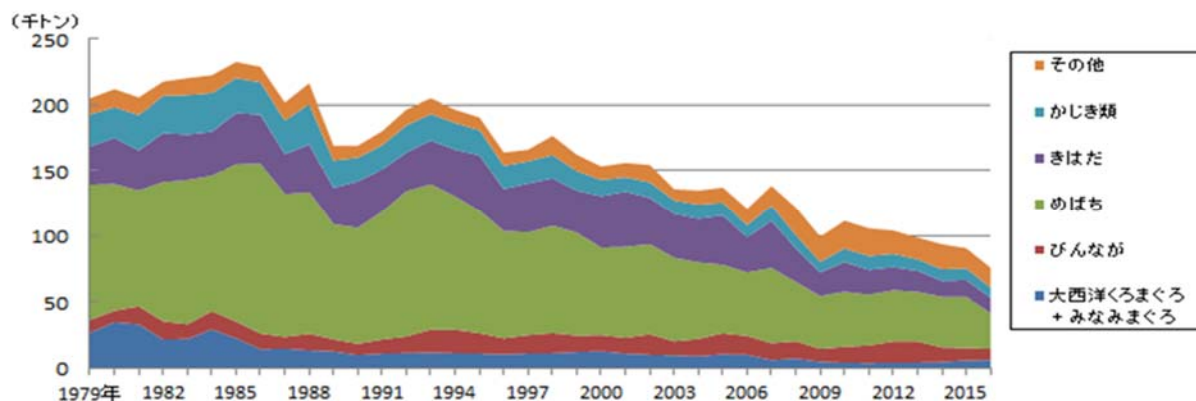
### (1) 漁獲の状況

遠洋まぐろはえ縄漁業は、めばち、きはだ又はめかじき等を主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

遠洋まぐろはえ縄漁業の漁獲量は、近年かつお・まぐろ資源の低迷とともに減少し、2016年の漁獲量は7.9万トンであった（図19）。



図 19 遠洋まぐろはえ縄漁業の魚種別漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

## (2) 資源管理措置

めばち、きはだ又はめかじきを利用する遠洋まぐろはえ縄漁業者にとっては、資源の維持・回復を促進するため、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○休漁
-------------	-----

また、くろまぐろについては、資源の持続的利用を図るため、公的措置の遵守に加え、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目・強度資源管理*）	○漁獲量上限の設定
---------------------	-----------

\*次により自主的措置から公的措置へ移行するものを含む

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（平成29年12月28日公表）

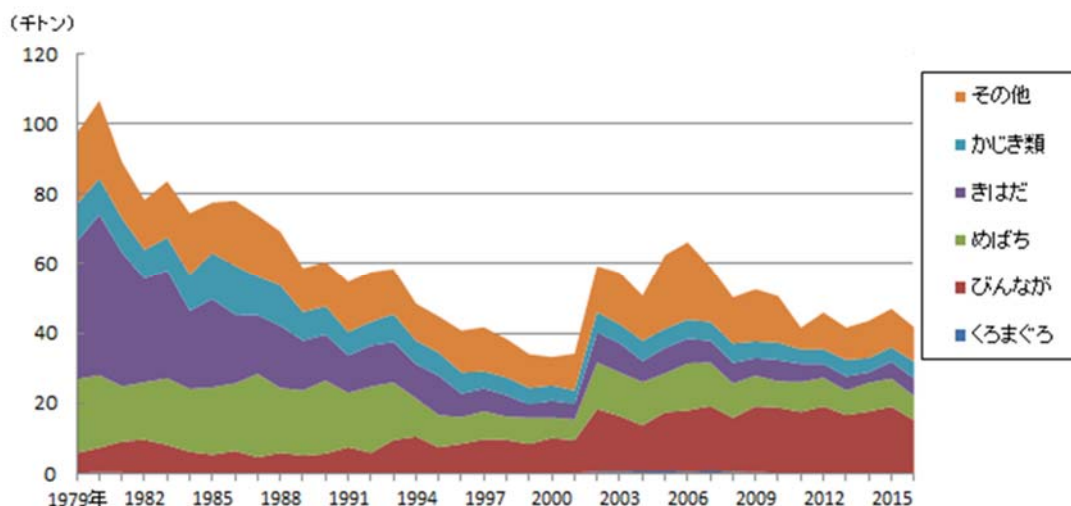
## 6 近海まぐろはえ縄漁業

### (1) 漁獲の状況

近海まぐろはえ縄漁業は、めばち、きはだ又はめかじき等を主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

近海まぐろはえ縄漁業の漁獲量は、かつお・まぐろ資源の低迷とともに近年減少し、2016年の漁獲量は4.2万トンであった（図20）。

図 20 近海まぐろはえ縄漁業の魚種別漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

注：2002年度より20トン未満船による近海かつお・まぐろ漁業が大臣許可漁業になったことから、同年より20トン未満の漁獲量を含む。

## (2) 資源管理措置

めばち、きはだ又はめかじきを利用する近海まぐろはえ縄漁業者にとっては、資源の維持・回復を促進するため、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○休漁
-------------	-----

また、くろまぐろについては、資源の持続的利用を図るため、公的措置の遵守に加え、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目・強度資源管理*）	○漁獲量上限の設定
---------------------	-----------

\*次により自主的措置から公的措置へ移行するものを含む

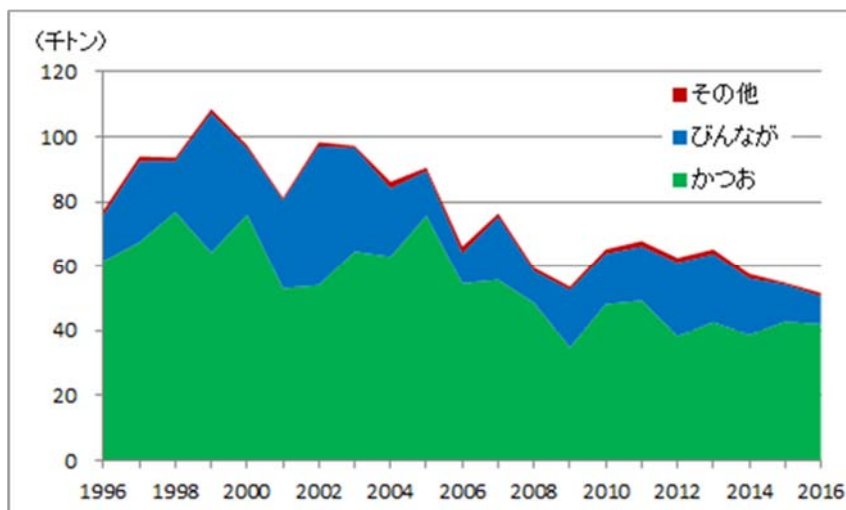
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（平成29年12月28日公表）

## 7 遠洋かつお一本釣り漁業

### (1) 漁獲の状況

遠洋かつお一本釣り漁業は、かつお又はひびんながを主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

図 21 遠洋かつお一本釣り漁業の魚種別漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

## (2) 資源管理措置

かつお又はびんながを利用する遠洋かつお一本釣り漁業者にあっては、資源の維持・回復を促進するため、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○休漁
-------------	-----

また、くろまぐろについては、資源の持続的利用を図るため、公的措置の遵守に加え、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目・強度資源管理*）	○漁獲量上限の設定
---------------------	-----------

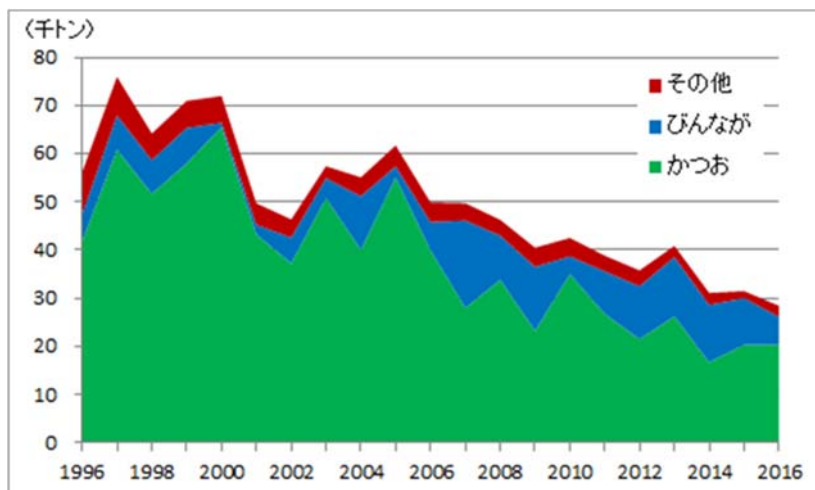
\*次により自主的措置から公的措置へ移行するものを含む  
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（平成29年12月28日公表）

## 8 近海かつお一本釣り漁業

### (1) 漁獲の状況

近海かつお一本釣り漁業は、かつおを主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

図 22 近海かつお一本釣り漁業の魚種別漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

## (2) 資源管理措置

かつおを利用する近海かつお一本釣り漁業者にとっては、資源の維持・回復を促進するため、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○休漁
-------------	-----

また、くろまぐろについては、資源の持続的利用を図るため、公的措置の遵守に加え、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目・強度資源管理*）	○漁獲量上限の設定
---------------------	-----------

\*次により自主的措置から公的措置へ移行するものを含む

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（平成29年12月28日公表）

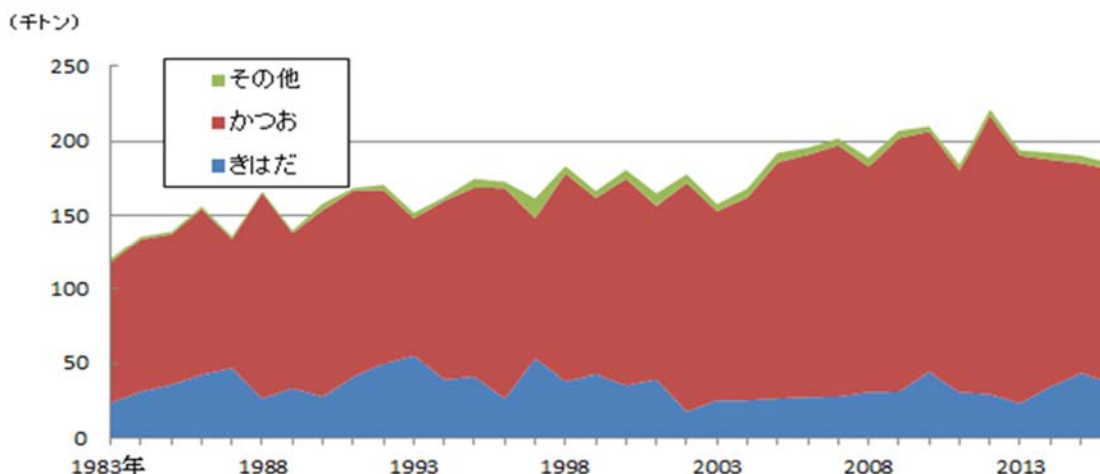
## 9 海外まき網漁業

### (1) 漁獲の状況

海外まき網漁業は、きはだ又はかつおを主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

海外まき網漁業の漁獲量は、比較的安定しており、2016年の漁獲量は19万トンであった（図23）。

図 23 海外まき網漁業の魚種別漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

## (2) 資源管理措置

きはだ又はかつおを利用する海外まき網漁業者にとっては、資源に与える影響を抑えるため、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○休漁
-------------	-----

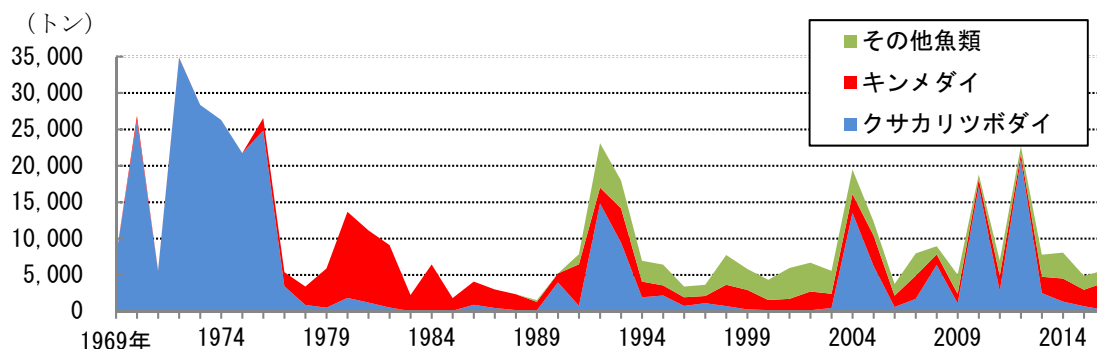
### 10 遠洋底びき網漁業及び太平洋底刺し網等漁業

#### (1) 漁獲の状況

北西太平洋における遠洋底びき網漁業及び太平洋底刺し網等漁業は、くさかりつぼだい及びきんめだい等を主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

北西太平洋における遠洋底びき網漁業及び太平洋底刺し網等漁業の漁獲量は、くさかりつぼだいが多く漁獲された1972年に最高となる34,909トンを記録してから1976年までの毎年において良好な漁獲量があったが、1977年にくさかりつぼだいの漁獲量の急激な減少に伴い全体の漁獲量が減少した。その後、漁獲量全体のうちきんめだいの割合が増加するものの、1983年からはきんめだいの漁獲量が減少し、全体の漁獲量も増減を繰り返した後、くさかりつぼだいの卓越年級群が発生した1992年、2004年、2010年及び2012年の4回を除いて漁獲量は低水準となっている（図24）。

図 24 北西太平洋における遠洋底びき網漁業及び太平洋底刺し網等漁業の漁獲量の推移



資料：(国研) 水産研究・教育機構国際水産資源研究所資料を基に作成

## (2) 資源管理措置

くさかりつぼだい及びきんめだいを利用する遠洋底びき網漁業者及び太平洋底刺し網等漁業者にあっては、資源の持続的利用を図るため、北太平洋漁業委員会（以下、N P F C）の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○休漁 ○操業禁止区域の設定
-------------	-------------------

\* 次により自主的措置からN P F Cの保存管理措置へ移行するものを含む

措置の内容	移行年月日及び関連文書
休 漁	2017年 1月16日 N P F C第 2回委員会会合（2016年 8月24日～ 8月26日開催） NPFC CMM-16-5
操業禁止区域の設定	2017年 1月16日 N P F C第 2回委員会会合（2016年 8月24日～ 8月26日開催） NPFC CMM-16-5

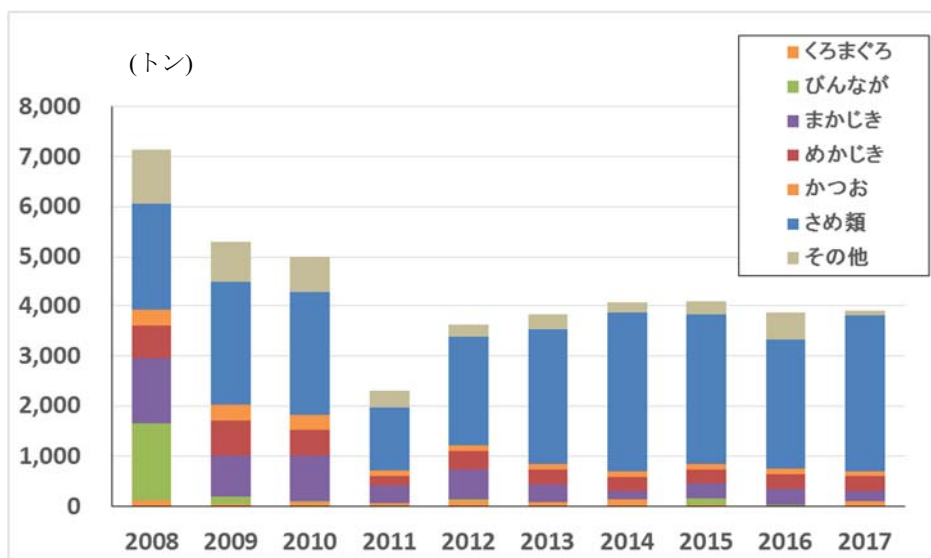
## 1 1 東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業

### (1) 漁獲の状況

東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業は、めかじき、まかじき、ねずみざめ、よしきりざめ、かつお、びんなが及びくろまぐろを主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業の漁獲量は、2008年から2011年にかけて減少傾向であったが、その後は概ね 4,000 トン前後で推移しており、2017年の漁獲量は 3,900 トンであった（図 25）。

図 25 かじき等流し網漁業の漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

## (2) 資源管理措置

くろまぐろ、かつお及びめかじきの資源管理目標に従って回復、維持又は増大を図るため、漁獲可能量、制限又は条件等の公的措置や地域漁業管理機関の保存管理措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○休漁
-------------	-----

また、くろまぐろについては、資源の持続的利用を図るため、公的措置の遵守に加え、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目・強度資源管理*）	○漁獲量上限の設定
---------------------	-----------

\*次により自主的措置から公的措置へ移行するものを含む

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（平成29年12月28日公表）

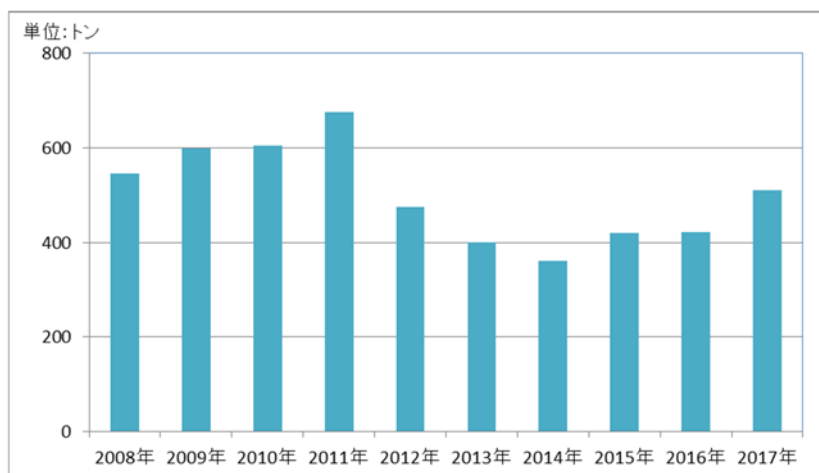
## 1.2 東シナ海はえ縄漁業

### (1) 漁獲の状況

東シナ海はえ縄漁業は、はた類、たい類及びきんめだい等の多様な底魚類を主な漁獲対象魚種とするが、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理を行うことはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

東シナ海はえ縄漁業の漁獲量は、2007年から2011年にかけて概ね600トン前後で推移していたが、2017年の漁獲量は511トンであった（図26）。

図 26 東シナ海はえ縄漁業の漁獲量の推移



資料：「東シナ海はえ縄承認漁業漁獲成績報告書（2004～2007年）」及び  
「東シナ海はえ縄漁業漁獲成績報告書（2008～2017年）」を基に作成

## （2）資源管理措置

底魚資源の維持を図るため、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○休漁
-------------	-----

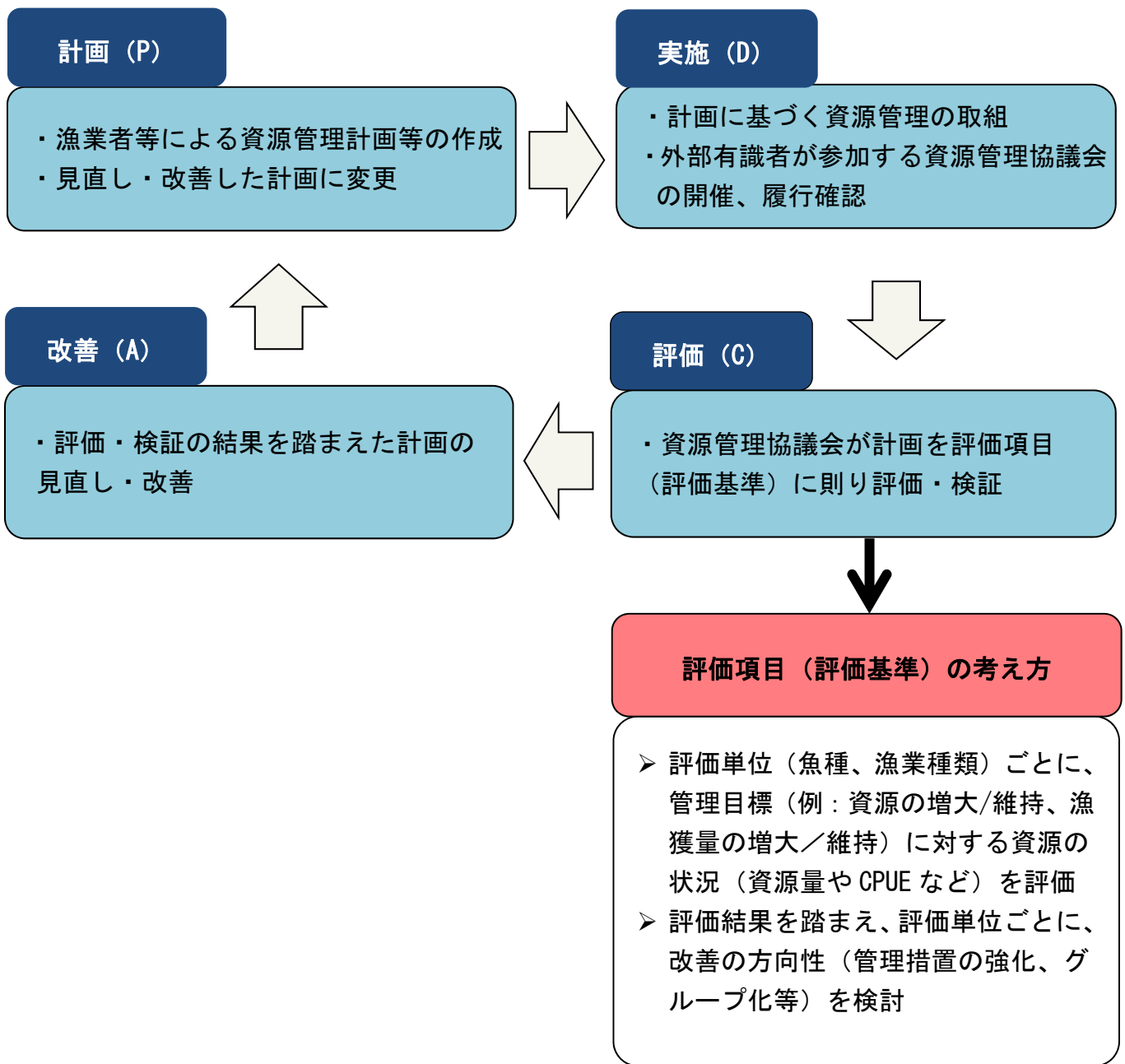
### 第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針

本指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手順・方法により、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCAサイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図ることとする。

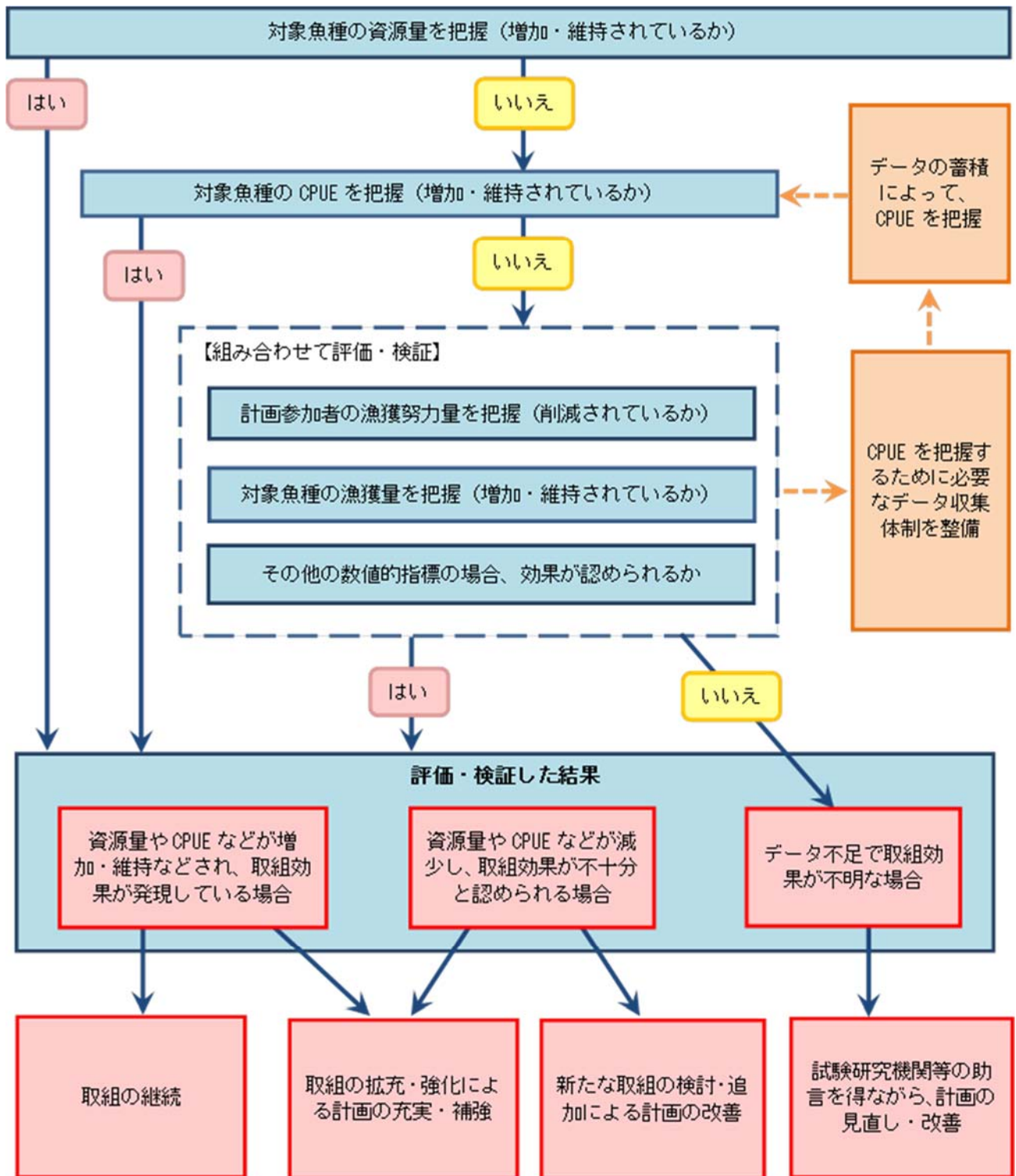
- ① 策定後4年を経過した次の年度に、各資源管理計画に基づく資源管理措置の実施により資源の維持・回復等の効果が見られるかどうか、その資源管理措置が適切かどうか等につき、評価・検証する（図27）。
- ② 評価・検証については、外部有識者（漁業や資源管理についての専門的知識を有する者など）が参加する資源管理協議会が実施する。
- ③ 指標は、対象魚種の資源量やCPUEの経年的な動向を基本とし、現時点で資源量やCPUEの把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経年的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できるよう必要なデータ収集・蓄積などの体制整備に努めるものとする（図28）。
- ④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとするとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。



【図 27：資源管理計画の評価・検証（PDCA サイクル）】



【図 28：資源管理計画の評価・検証手順例】



#### 第4 その他

本指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行しなければならない。同計画の資源管理措置の履行状況については、別紙に従い各関係漁業者が資源管理措置を履行したことを示す資料に基づき、国が設置する資源管理協議会において確認するものとする。また、資源管理協議会は、必要に応じて現地調査を行うものとする。各関係漁業者は、国の行うこれらの履行確認に積極的に協力しなければならない。

また、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備等の取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

さらに、水産基本計画（2012年3月）では、地域において実施体制が整った場合には、個別割当についても利用を推進するとしている。公的な試験研究機関が設定する科学的知見に基づく漁獲量上限等を基に、漁業者団体の自主的な取組として、年間又は漁期ごとの漁獲量を漁業者等に割当てとして配分し、全体漁獲量を管理することで十分な効果があると判断された場合には、個別割当を活用した強度の資源管理に取り組むことが重要である。

なお、積極的な資源管理に取り組むためには、経営管理の合理化や事業の共同化等により漁業経営基盤の強化に取り組むことも重要な課題であり、これらについても積極的に取り組むことが重要である。

別紙

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認に当たっては、下表左欄の資源管理措置毎に、右欄に掲げる各手段を用いることとし、併せて漁獲量把握システムを活用するものとする。

資源管理措置	履行確認手段
休漁	以下のいずれかの資料を用いる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁獲成績報告書の写し及び仕切書の写し（市場取扱データ、荷受伝票等の水揚げを示す書類）</li> <li>・ 係船等にて休漁している漁船の写真</li> <li>・ VMSの記録</li> <li>・ 作業時の無線等連絡の記録</li> <li>・ 入港日及び出港日が確認できる書類（入港届、出港届等）</li> </ul>
漁獲量上限の設定	・ 仕切書の写し（市場取扱データ、荷受伝票等の水揚げを示す書類）
操業隻日数上限の設定	・ 漁獲成績報告書の写し及び仕切書の写し（市場取扱データ、荷受伝票等の水揚げを示す書類）
漁具の制限 (網目、オッターボードの制限等)	・ 漁具の写真
操業禁止区域の設定	・ GPS、VMS等の記録
漁獲物の制限 (全長又は体長の制限、産卵親魚採捕期間の制限等)	・ 仕切書の写し（市場取扱データ、荷受伝票等の水揚げを示す書類で、銘柄表示等があり、措置の履行が確認できるもの。）
種苗放流	・ 種苗放流に要した経費を負担したことがわかる証拠書類
海底清掃・海底耕耘	・ 当該活動の写真